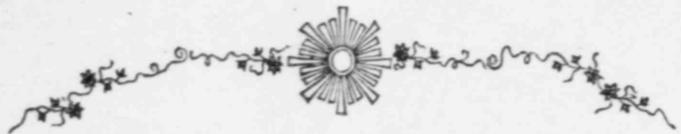


監獄雜誌



第七卷第三号

目 録

● 論説……………	(一頁)
● 監獄改良論第六	佐川環
● 歐米監獄要録……………	(四頁)
● 小河滋次郎氏より小野田警保局長へ書翰	
● 全上	
● 全上久米内務参事官へ書翰	
● 全上坪井監獄課員へ書翰	
● 全上一月廿三日附學會記者への通信	
● 全上一月廿日附學會記者への通信	
● 監獄教誨……………	(十七頁)
● 理想的教誨師	在米國 留岡幸助
● 寄書……………	(二十頁)
● 數十件	
● 雜報……………	(三十三頁)
● 十數件	
● 雜錄……………	(四十頁)
● 監獄の作業に就て	
● 監獄者の刑事上に於ける責任(承前)	
● 司獄官の服制に就て	
● 問答……………	(四十五頁)
● 數十件	
● 監獄彙報……………	(五十九頁)
● 十數件	

警察監獄學會發兌

寄書規定左記の如く相定め次號より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候玉稿に對し是等規定を設るは甚御迷惑なるへしと雖ども力めて御準據被下候は、幸甚不過之候拜具

寄書家各位

警察監獄學會編輯部

●寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行(若くは二行にて)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
 - 第二 質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんことを乞ふ
 - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
 - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし
 - 第五 毎月二十日前(十二月は特に十五日前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

監獄雜誌第七卷第三號

論 說

●監獄改良論第六

○組織第二

佐 川 環

物質的改良案は已に先輩の高唱を聞くことを得たり其方案に對して吾輩敢て異論を容れず要するに狹隘なる物質は之を擴張し以て壯觀を造るべく不完全なる物質は之を改作し若しくは補綴して以て善美を馨くすべく不潔なる者は清淨にし低矮なる者は高層にする等物の存するに隨て改良の必要隨て興るを以て他人の計畫に任せ置くも亦大過おきを知れり何を敢て此は須らく此の如くすへし彼れは必ず然かせざるへからずと要するに非らざるなり但特に吾輩の卓見を容れんと欲する條件あるも吾輩今當局者にあらず故に卓見を實際に施行すること能はざるを以て物質的改良は其方法を細論するを務めざるなり唯望む前各種の條件は一を缺かす之を行ふに猶豫なく決然斷行以て監獄の体面を革新し未來に要する條件を實施して刑罰執行の目的を達すると共に人民の生命及名譽に缺損する所に至らんことを

物質的改良は此の如しと雖人的改良の方案に至ては他人の所見に放任して止むこと能はざるなり吾輩は其身當局に非らざるも遠慮なく卓見を陳供し當局者をして鋭意實施の途に向はしめんと欲す苟も人的改良に

して根本的に行はされは物質的改良美を盡くし又善を盡くすも監獄的新現象の彩光を顯すること能はざるへし左れば如何にして人的改良を實行すべきや

第一監獄の撰擇典獄は實に監獄の元首にして諸務の樞機を占握し殺活自在の司命者なり典獄其人を得は以て監獄の生命を新作し獄務の一般其面目を全うして未來の必要條件番を逐て舉行し得らるへしと雖若し典獄其人を得るに非らされは獄務の發達得て望むべきに非らず何を況んや未來の準備をや左れば典獄其人は如何なる人にして又如何なる方法に依て以て其人を得べきか吾輩斯に獅子吼大言して謂はんとす典獄其人の如きは社會の「オーソリティー」を以て任せらるへからずと近年稍撰擇の眼を開き往々舊觀を改むるの嘉瑞ありと雖各府縣の典獄十中七八は舊世界の人傑にして換言せば封建的「グレートマン」なり今夫れ監獄の生命を新作し所云監獄改良の前途實に多端にして且遠大なるに當り蓋し任用宜きを得たりとは宣揚すへからず昔や判任官界に老する者をして肩を典獄に息はしむるの風情あり曾て典獄の位置を進め奏任官となすも尙依然其人を存す苟も過失あるに非らされは容易に斬伐を加へず是以て監獄の元首たる樞要の版圖は今尙判任官界の老隱の占領する所となる斬伐固より容易に加ふべきにあらずと雖今夫れ文明國の標幟たる監獄改良の一大事前頭に盤る猶豫不斷事情に是れ流るゝの時には非らざるか須らく勇斷果敢利器を利用して朽木を除かざるへからず否らされは二十餘年諸政各務の後に陞若たる監獄改良の事業を速成して未來の準備をなすか如き一大事争かてか能く成就し得へけんや今にして斷行するも吾輩は事の既に後れたるを憾む若し今日にして尙ほ因循猶豫せん歟監獄改良は一時の談柄に止り遂に實行を忘却し了るに至らんのみ近年注射したる新空氣の今既に腐敗したり簿冊を整理し事項を増殖し統計を精確にして吏員の責務を鞭撻し人をして肩を息ふの暇なからしむるも未だ曾て監獄改良の字面に關し其成績を認めず適以て幕政の潤色とも稱すへき事狀を胚胎し漸く背後の不平を増し人をして相呼て獄務の退歩にはあらざるかを憂ひしむるに至る全國の監獄皆然りと謂ふにあらず然れども所謂十中七八蓋し之れあるを覺るへからず是れ未だ典獄其人を得ざるの過其一に居ると謂ふへし

社會學に精到にして人類學に通曉し罪質學に明晰にして各國にして泰西監獄の學科に圓通なる是れ典獄に要する資料なり以上の資料は監獄的思想を成形する要素にして新典獄の頭腦に蘊藏せざるへからず是れ監獄的知識の原量なればなり監獄は即ち監獄的思想及監獄的知識を養成するに足る實地の經驗こそ實學なれば經驗はより善きはなしと言ふ者の如きは是れ通途の常識未だ共に監獄改良の一大事を語るに足らず且司獄官は國法に通せざるへからず苟も國法に通せば足れりと言ふ者の如き亦是小兒の戲論のみ豈に此の如きを以て足れりとすへけんや司獄官は實に獨立の天職にして判官の被命者に非らざるなり然るに監獄事務の發達せざる自然の形勢として司獄官は司法部の被命者の如くなれり而して司獄官の頭腦亦此の如し未だ曾て其身獨立の天職に當れるを辨せず豈に嘆くに勝ゆへけんや今や監獄の元首たる典獄にして其人を得ば獨立の天職特地に神聖ならん下流の頭腦亦隨て革新するに至らん左れば新學問を以て新思想を養成したる人士を撰擇して典獄の補處となすこと實に目下の急務なるにあらずや

典獄の官等は今の如く高等官の下流に置けば基た以て允當ならず官制を改正し典獄の官等を高くし年俸額を増加し併せて又職權を擴張し以て其人を待つ準備をなすこと監獄改良條件の至要部分に屬せり否らざれば如何に典獄其人を得んことを望むも豫め其地を造るに非らされは其人を迎ふること能はざるなり而して典獄の官等は各地方裁判所長と同等にして少あくとも千二百圓以上の年俸額を給するを以て標準とせざるへからず尤も從來塲所に因て年俸額を異にす是れ止むを得ざるの事情なるへければ千八百圓乃至二千圓を

以て最高俸となす蓋し允當ならんか其職權の擴張の如きは要するに獨立の天職を保ち神聖を失はざるを以て標準となすへし然れども國法の改正と相關するを以て一概に論定すへからざるものあり以上の所論を擧行し得ば典獄其人を得る敢て難事に非らざるか如し (未完)

歐米監獄要録

●小河滋次郎氏より小野田警保局長へ書翰

拜啓新年先以益々御健康御座可被爲遊奉敬賀候隨て私事以御蔭不相換無事引續き萬事好都合にて研究罷在候間御安慮可被下日々只管鴻恩を感謝致居申候先便一寸申上置候當地に於ける監獄當局者召集會之儀も一昨日にて漸く閉會相成此會に就ては非常に調査之便を得仕合致し申候大体之組織は會て我國に於て實行せられたる監獄練習會の如き仕組に候得共唯遺憾ながら開會の日數短少にて果して召集員をして獄務の大体に通曉し開會の目的を達し得たるや否や無覺束と存候併し少くも監獄改良に對する普國政府の方針は十分了解せしめられ候事と確信仕候尤も此會は此度始て開催致し候事に候間新聞紙杯は種々の臆説を立て或は近來頻に監獄の弊事か社會に表顯せらるるを以て政府は急にか矯正の必要を認め借こそ此度の召集ありたるとか或は社會黨の入獄する先に向て特別の懲戒法を訓諭する爲めなりとか書き立て申候事突止の次第に御座候尤も昨年中は社會主義の新聞紙にて監獄の弊事を摘發致し候もの前後數回殊に「ケルン」に於ける囚徒虐待事件なる者は一時大に江湖の耳目を聳動せしめクロー子翁杯も鑑定人として遙に「ケルン」の法庭に召喚を命ぜられ候様の仕末にて裁判の結果終に監獄當局者の勝訴に歸し新聞記者は官吏侮辱罪を以て

三月間の禁錮に處せられ候へども監獄に於ても多少の虐待ありたるは掩ふへからざる事實の如く嗚し半分に於ても随分酸鼻の事柄も有之候様想像致し要するに當國の監獄も都會に於ける大監獄に於ては萬事摸範的に整頓致し候へ共小都會に於ける小監獄に於ては随分不規則千萬なる事も不少寧ろ我國の小監獄の方遙かに整頓致居候様被思候一昨十八日は當地に於ける建國廿五年祭にて盛典に有之違警罪囚に對する特赦令(多少の制限あり)なる者出て多數の拘留囚放免せられ申候不敬罪にて處決せられたる或る一部の囚人に特赦せられたりとの事に有之帝徳を稱賛致し居り申候近來當國に於ける不敬罪の増加は驚くべく四五年前までは一年間凡そ三四十件なりしもの昨年の如きは二百四五十件にも増加致し候との事に有之政略の手加減にも由り可申候得共實際立た社會黨の増加したる徴候に可有之酸鼻の至りに奉存候目下當地にては議會開會中に候得共格別の出來事も無之新民法も多分此議會にて議決可相成治罪法改正案も提出相成居候得共此方は多分議決するに至り申間敷と存候右は時候御伺旁申上度後便萬縁可申述乍筆末爲國家御自愛事要に奉存候敬具

一月廿一日

伯林にて 小河 滋 次 郎

●同上

謹啓陳は兩三日前鄙出拜呈致し置候處去月廿六日御認の尊書昨夕接手難有拜讀仕候先以時下尊台益御清榮被爲在候由奉恭賀候(中略)

目下當地に於ても議會開設中に有之候處格別の出來事無之模様一時政府の保守黨との關係破裂致し候様相傳へ候處是れも兩三日來の新聞に依ればドウヤヲ仲直り相叶ひ候由に御座候豫算も大概無事に通過の模様昨日は内務省所管の豫算會議有之其節或る議員より監獄に於ける看守官吏の勤務時間夏期十五時間冬期十

四時間とは酷に失す今や普通職工の勞働時間すら大に制限せんとするの識あるの時に際し監獄官吏をして此耐へ難き此時間の勞働に服せしむるは頗る政府當局者の不注意なるに似たり政府は之れに對し如何の救濟法を施すべき見込なりやとの質問有之クロー子氏は政府委員として之に答辯して曰く看守勤務時間の酷に失するは政府も亦夙に此に見る所なきにあらす既に當局者は昨年訓令を發して成る可く十時間勤務に改正すへしとの旨を傳へ現に二三の監獄に於ては之か實行を試みたるも多數の監獄にあつては何如せん構造上等の都合に依り之を實行する能わす若し政府の見込通り急に之を實行せんとすれば人員凡そ四百名を増加せざるへからず人員増加の結果は四万八千「マルク」の經費増加を要するを以て先づ本年度に於ては之か斷行を見合せたる次第なり尤も尙ほ熟考を凝し構造其他出來得る丈の改良を加へ早晚是非とも勤務時間を減少せしむる決心なり云云と其他掛員中より普國監獄の統轄をば一省に歸一せしむる政府の方針は如何との質問も有之クロー子氏は此事たる多年の希望する處に有之一日も早く其實行を見んことを望む云云と答辯致し候由今朝の新聞に掲載相成り居候

一月三十日

小河滋二郎頓首

●同上久米内務參事官へ書翰

去月十八日御認之尊書難有拜讀先以新年益々御清榮可被爲在奉恭賀候次に小生事不相換無事其後數回拜呈仕候節書は何れも前後して御落手被下候事と奉存候

此中は岡野學士へ御面會被下候由委細の事情は同氏より御承知被下候義に可有之監獄の出入は今日に至るも尙ほ依然前日の如く作業用度戒護會計の事務丈は漸く調査を遂げ申候昨今は庶務に従事致し居り申候此課にては今後尙ほ三週間も相掛り可申夫れより醫務に移り教誨教育と順次研究を遂げ最後に典獄職務の實際に當り可申彼れ是れ尙ほ三ヶ月間の日子を要し可申右終了の上は司法省所管の「ブレッツエンゼー」監獄に轉勤の筈に御座候御書中「十五日間もかれば云々」の御内示も御座候得共右様の次第多少迂濶との思召可之候得共存外日子を費し候に付汗顔之至りに存候當時本邦人にして監獄に拘禁せられ居るもの有之是れは負債の爲めとかにて所謂民事囚とも可申ものに可有之經濟學專修の學生の由此事實は當地各種の新聞にも掲載せられ候間同國人に取りては不面目無此上、到る處此嘶しか出て肩身の狭さを相覺へ申候朝鮮事件の疑獄も証據不充分とかにて無事落着候よし昨夕の新聞電報にて承知仕候英獨の關係例の亞非利加事件にて一時は破烈せん計りの危況に見受けられ候處此頃にては大に下火に相成り申候何れかと申せば獨逸が腰を折り候様相見へ申候此際英魯の同盟成れり杯の風説も相聞候得共コレコソ事實あり得べからざる事と被存候

前文本邦人にして目下監獄に拘禁せらるゝものあり云々の件只今聞く處に由れば何か都合出來候ものと相見へ（或は曰く事の行き違ひより生じたるものと）本人は昨日釋放相成よしに有之安心仕候（以下略す）

一月廿三日

小河生

●同上坪井監獄課員へ書翰

去月十四日御認の御細書今日接手難有拜讀先以老兄益御清榮奉賀上候次に小生不相換無事先便申上候通り新年早々獄務研究會の開會にて小生も之れに參列いたし候爲め曉起晚眠（朝早く夜遅し）との意味）奔走に疲れ御疎音申譯無之尤も此會も一時にて閉會相成候間多少閑暇を得る様相成申候却説小生に對する當地當局者の意向上々の首尾可寧懇切致らるなき有様に御座候（中路）

出發の際石澤氏より御委託相受候ゼーハツハ母氏への贈り物は去月下旬正に相届け申候母氏より小生代て
 宣敷厚く御禮申上呉れ候様にどの依頼に御座候母氏齡六十餘獨りにて寂しく暮し居られ候得共令息二人は
 士官にして令娘二人是れ亦何れも縁付かれ居候間何不自由なく楽しく此の世を暮らし居られ申候小生往訪
 の時は特に令息及令娘を集められ故師の事ども色々噂さ致し夜の更けるを忘れ申候其後も一二度訪問致し
 候處いつも非常の歡ひにて款待致され申候但し始めて面會の時は老母氏の先だつものは唯涙のみにて一言
 一歌心中左こそと思われ貰ひ泣き致し申候故師生前日本に於て購われ坐敷に飾り付け居られ候ものは今悉
 く母氏の部屋に飾り付け有之之を見たる小生の胸中感如何御推察可被下候

尙又同僚各位並に局中親友諸氏より荆妻死去の節香華頂戴致し候趣一々御禮書差出すべく筈の處其意を得
 ず乍路儀老兄より御序のせつ可然御風聲奉願上候右は御返事旁々早々敬具

一月廿一日

小河生

●同上一月廿三日附學會記者への通信

前略先便一寸御報申上置候通り新年早々獄事練習會の開設にて東西の奔走(各種の監獄、感化院、救貧所、
 保護場、瘋癲院等實地視察の爲め)早曉より初更に涉り(時としては宴會等の爲め夜明に至る)殆んど家居
 執筆の寸暇無之乍存非常に御疏音打過ぎ候段御寛恕願候右練習會の主任はスタルケ及びクロイ子の二氏
 に有之内務と司法と両雄相對して精英を競ふ所、宛然是れ川中島に於ける謙信信玄の對陣の如く壯觀は即
 ち壯觀なりと雖も抑も亦た普國獄事の弊質を顯はしたるの活畫として之を見るべく扞格衝突、暫だに二三
 のみに止さらず傍觀者の我れ々々として憐はれ普國獄事の爲め此の希世の兩偉人を打して一九の大巨人た
 らしむるの工夫はなきものかどの感を懐かしめ申候「ス」氏の齡、七十二、「タ」氏は舊臘一日にて六十に臨

つ、兩翁の鏖鏖たるは壯者も及ばず、練習の前後二週日、壯者に先んじて出勤し後れて退出す、連夜の宴
 會の如きにも曾て事を構へて開席したることなく痛飲快談、深更に到るも毫も倦色なく常に壯者をして後
 へに禮若たらしむ壯者相顧みて耳語して曰く連日の苦勤、疲勞も亦た甚し歸休せんと欲するも兩翁の退席
 せざるを如何せん(予の如きも亦た此嘆を發したるの一人なり)三更、雞鳴を聽て旗亭の門を出づ門前、
 敢てお抱へ車の翁を待つものあるに非らず、凜烈、骨に徹し耳を墜すばかりの寒風を犯し悠然、雪を踏ん
 で歸路に老歩を移す、其健や實に及ぶべきにあらざるなり予の二氏に親接する既に半歳餘、略ぼ其の平生
 を詳悉す殊にクロイ子翁の「來因」各地方の監獄巡閱に隨伴して翁と親しく寢食を共にしたるもの旬日餘、
 實に其悪くくしきまでの精勤家なるに驚嘆せり前後旬日の間に於て一夜として翁の四時間以上就眠した
 ることあるを見ず其の曾て「ケルン」府に於ける時の如き翁に従つて府知事の夜宴に陪席し殆んど夜明に到
 つて歸路に就く道すがら翁に問ふて曰く今朝の出勤は何時を以てせらるべきかと翁曰く六時可なり「此時
 すでに四時に近し」と果して言の如し是れ豈に尋常人の能く摸倣し得る所ならんや翁曾て予に其壯時に
 於ける苦學の一斑を語る聽く所、一として我が先哲叢談に形容し得たる古儒精勵の事歴に髣髴たらざるは
 なし翁の如きは眞に唯だ其の性行のみにも亦たすでに世道を益するに足るものと謂ふべきなり、翁の其
 の身を持つる、斯くの如く嚴正なりと雖ども人を待つこと頗ぶる寛、能く人を容れ厚く物を受す、血の分
 量の多き恐らくは……少くも予の知れる所にては……翁ほどの人、他に多く之れあらざるべきを信す、翁
 の斯の事業に従事せられてより以來、すでに二十五年、最初は教誨師にして後ちに典獄に轉じ前後三ヶ所
 の地方監獄を歴掌し後ち「モアビート」模範監獄に榮轉し此に勤績するもの凡そ九年にして一躍、終に「イ
 ヤリング」氏の跡を繼いで内務省監獄局長の要樞を占む

スタルケ氏は飽くまで學者なりクロー氏は飽くまで實務家なり學者としての弊は動もすれば輒ち粗大迂闊に失するの嫌ひなきに非らず實務家としての弊は間々小心翼翼に過ぎて雄渾爛熳の活氣に乏しきの憾らみななきに非らず我れは能く胸襟を披いて縦横放語するも此れは則ち一言一句、先づ熱慮するに非ざれば敢て之を發せざるの持重あり「ス」氏は曰く予は予の意見の屢々「ク」氏の意見と衝突するものあるを明言して憚らずと「ク」氏は曰く予の意見の「ス」氏の意見と衝突するものあるが如くに見ゆるは皮想のみ詮じ來れば則ち終に其の歸一の點を同ふすと然かも實際、相衝突するものあるは掩ふべからず

社會一般に對する位置聲望の上より之を言へば「ス」氏固と「ク」氏の上にあること數等なり殊に學者としての「ス」氏の位置は甚だ高く大學の教授等にして尙ほ氏に師事するもの少からず且つ年齢經歷の關係より之を見るも「ク」氏の到底「ス」氏に及ぶ能はざるは勿論のみ然れども此の事業に對する功勞、經驗、學識、名望の上より之を言へば「ク」氏の「ス」氏に優ること亦た數等なりと謂はざるを得ず監獄家としての「ク」氏の意見は聽く者、容易に之れに對して容喙を試むる者なしと雖も「ス」氏の監獄家として發言したる意見に就ては議論忽ち四方に沸騰す是れ予の今回に於ける獄事練習會の討議席に於て親驗せし所なり

獄事練習會の一課目として毎日、一時乃至二時間宛討議會なるものありき毎日、見聞せし所の講演及び實務の取扱手續に就て自由に召集員の質問討議するを許す「ス」及び「ク」の兩翁を始めとして「モアビート」及び「プレッツエンゼー」の兩典獄、教誨師、監獄醫等之れか答辯の任に當り會頭は重もに「ス」氏之を務む何様、召集員は何れも血氣盛んに面かもれ饒舌専門の檢事とか判事とか書記官とか言へる連中あるを以て論議百出、舌鋒の銳利なるはなかくに當るべくもあらずと思はるゝものなきに非らざりしが答辯委員も亦た是れ多年の經驗と學識とを以て斯道に名ある所の者、應答、流るゝが如く解説、剖くが如し後學子の如き

者殊に此の討議會に由つて最も多く發明せし所のものあるを信す

「ス」氏の議場にある居睡りするに非ざれば則ち樂書を試み然らざれば左右を顧りみて雜談す敢て議場整理に意なきものゝ如く其無邪氣無頓着なること驚くべし故に議場、從て躁擾を免れず「ク」氏の代て之を攝理するや議場忽ち靜肅す然れども遇す其の教へを請ふ者あるに當てや滔々數千言、時間の定限を過ぐる如きは毫も之を顧慮せず會を徹して尙ほ抑留、長談議を聽かせらるゝ質問の御當人こそ迷惑の至りなる、其熱心懇切や實に敬慕の至りに堪へず「ス」翁に絶藝あり頗ぶる繪事に工なり山水樓觀人物草木、見るに隨て之を生寫す妙真に迫るる其の議場に樂書せし所の者思ひきやすべて是れ列席員の面相を寫したる活畫ならんとは「此の「イタツラ」に付き往年我が内務省の議事堂に典獄召集會ありたる時に於ける某先生の故事を思ひ起して獨り抱腹せり」

獄事練習會に於ける講演の課目及主任者は左記の如し

一 講修の目的、

二 執法上に於ける行刑の位置

三 刑法の主義及び其監獄事業の發達に對する關係

四 監獄事業の法律上及び行政上に於ける基礎並に組織

一 自由刑執行の職務

二 犯罪の根源及び範圍及び之れに由て生ずる社會の危害

三 拘禁制及監獄構造法

四 出獄人保護事業

スタルケ氏

「モアビート」典獄

監獄官吏 其資格、採用法、訓練法

チリグイス氏

監獄衛生法

「プレッツエンゼー」監獄醫 ベール氏

拘禁囚ノ性情、個人的遇囚法及ビ懲罰法

幼年囚管理法

教誨法及教育法

犯罪ト精神病ノ關係

「プレッツエンゼー」典獄 ウヰルト氏

「プレッツエンゼール」教誨師 ヘーテルス氏

「モアビノト」教誨師 ヒルデアランド氏

「モアビート」監獄醫 レーブマン氏

皆な是れ斯道に於ける普國屈指の名家に有之次便に於て一と通り其人物經歷を御紹介致し可申候

●同上一月卅日附學會記者への通信

「プレッツエンゼー」典獄「ウヰルト」氏は司法省所管の監獄に於ける筆頭第一の典獄にして司法省樞密參事官（スタルケ及びクロチー二翁の官名も亦た樞密參事官なり其位置は非常に名譽多く且つ權勢強き位置にして何れも皆經驗學識ある白髮の老翁なり）を兼任し一時内務省所管典獄のクロチー氏と相匹抗して斯道東西の兩大關と噴稱せらる（其當時、スタルケ氏の位置は欄外張り出し大關ありしと思はる）今やクロチー氏も亦た内務中樞の局に入つて獄務統括の任に當るやウヰルト氏の位置、典獄としては恰かも横綱免許の獨り大關の如く殆んど他に好敵手なきを苦むものゝ如し、氏は大學出身の法曹にて後年、判事檢事等を歴任して現職に榮轉す、現職に在るもの殆んど既に二十年餘監獄事業に就ては卓見家としてよりは寧ろ熱心家、功勞家としてよりは寧ろ名望家として尊重せらる、普國監獄協會の如きは氏の主管する所にして其發行する機關雜誌の上にもウヰルト氏の自ら編輯者として之れに署名す、談少しく餘事に涉るの嫌らひなきにあらざれどもすべて當地（歐洲各國亦た皆自然のべしと思はる）に於て發行する學術雜誌の如きは編輯者として署名する所のもの盡く其専門に於ける一二有數の大家に非ざるはなく従つて編輯者としての位置は最も名譽ある重要な位置の者の如し是れ蓋し専門の學術に對し敬意を表し責任を重んずる所以にして世人も亦た學術の雜誌を見るに毫も一部の著書と異るなく極めて之を敬重す雜誌の價直、すでに斯の如し故に此に其意見を寄稿せんと欲するものゝ如きも最も慎重の考慮を費やしたる上に於て筆を下し然かも責任を以て明々地に其起草者の氏名を署す此に於てか始めて學術雜誌の本色を見るべきなり、之れに反して我國に所謂學術雜誌と稱する所のもの、編輯者に重きを置かざるは勿論にして（寧ろ反對の感なきに非らず斯く申ふす通信者の如きも大學一介の貧書生たりし頃、堂々たる法學協會雜誌の編輯者に署名せしめられたることあり是れ果して此位置を尊重したるの證なりりや但しお富人だけは幾分か得意なりしかも知れざるこそおかしけれ）一篇の大作尙は往々にして其起草者の誰れたるを隠匿するものなきに非らず殊に我が常に斯學の機關たり指南車たりとして敬讀する所の學會協會等の雜誌に於て其の弊に陥るの穢りあるを免かれざるは甚だ遺憾なり（尤も監獄協會に於ける佐野君、獄事叢書に於ける原君の如き斯道有數の先輩諸君が編輯者として署名せらるゝの一事は予の最も多謝する所にして殊に獄事叢書に於ける記載事項起草の諸氏が各々隱慮なく責任を明らかにして其氏名を記せらるゝは予の深く敬服して措ざる所なり）協會雜誌に於ける龍涯生乃至は別天生の如き其卓見健筆に由つて知る人は或は能く其何人たるを知らん然れども知らざる人は終に之を知る能はず學會雜誌の匿名に至つては知る人尙は之を揣摩するに難し、警保局長として重きを置く所の將た又泰西監獄問答録の著者として有名なる小野田君は果して未だ一編の論文を何れかの雜誌に掲載せしめられたることはあらざるや予輩能く君を知る所の者、蓋し君の境遇の多忙にして君をして其高識卓見を筆作するの餘暇を與へしめざるを信す然れども多數なる雜誌購讀者の内にあつてはタマには匿名として何れかの雜誌に其意見の發表せらるゝこともやと臆測す、内務當局の先輩諸氏の内には斯道に於て經驗あり識見あり關係ありしかも文筆ある名家に乏しからず此名家の意見は果して一回も

少くも此近年に於て更らに雜誌に掲載せしめられたるとあらざるや予輩能く諸氏の平生を知悉する者と雖も或は間々金玉の名文の雜誌に掲載せらるゝを見るに當つては禮りに其の用語行文等に就て想像を下し是れ或は某々氏の寄稿にあらずやと速断す而して其實或は全く然らざるべく速断せられたる某々氏こそ迷惑の至りと謂ふべし是れ蓋し匿名文の多々たる弊にして少數寄稿者の迷惑より寧ろ揣摩臆測に迷ふ多數の讀者の迷惑遺憾こそ大なりと謂ふべく且つ責任を重んぜざる匿名文を掲載するの弊は材料の精選を欠き寄稿の蕪雜を來たし雜誌の價值また終に失墜を免かれず、斯道濟々たる多士に乏しからず典獄諸氏何んぞ夫れ歎するの甚しきや斯道の張弛伸縮、一に懸けて諸氏の双肩にあり予輩後進の教を諸氏に乞はんと欲するの情甚だ切なり諸氏何ぞ夫れ垂教に吝なるの甚しきや蓋し想ふに諸氏の卓見は匿名として屢々雜誌上に掲載せしめらるゝこと之れあらん果然また之れあるべきを確信す然れども不幸にして匿名の多き不敏なる予輩讀者の眼には玉石常に相撰ふ能はず金玉の名文を輕々に看過し瓦礫の庸説を精讀す庸説を推して是或は典獄某氏の所見ならんとす推當せられたる諸氏こそ氣の毒なりと雖も其金玉の所説を看過せらるゝ諸氏も亦た遺憾なるべく彼我匿名に由て受くる所の害少小にあらず究竟する所是れ斯道に忠なるものと謂ふべからず諸氏の將來に於ける須らく獄事叢書に於ける前典獄大井上輝前君の磊々たるが如くなるべく雜誌當事者も亦た斯くあらんことを要望すべし、當地に於ける監獄協會雜誌の如きは其論説の起草者たるもの大概概皆な各地方の典獄、教誨師、監獄醫等にして氏名は勿論各々其官名を明掲す我が各種の監獄雜誌に於て匿名の多きはすでに特色中の最も厭ふべきものにして其當局者殊に典獄の責任を以て其氏名を明記するものなき亦た一奇なり（予は時々クロイ子翁の請ひに應じて我が各雜誌に記載したる事項の翻譯をなすに當り起稿者の誰れたるやを問はれ即答に躊躇し赤面に堪へず）若し果して實際に於て我國監獄各雜誌の寄稿者

は當局即ち典獄其人以外の筆に成るもの多しとせば是れ己れの坐席に他人の噴睡を容るゝものと謂ふべく斯道に不足と謂はんより寧ろ熱心有力なる諸氏に取りて不面目の大なるものと謂はざるを得ず予輩固とより斯かることなきを確信す然れども匿名に由り其の誰れたるかを知る能はざるが爲めに我雜誌上には典獄諸氏の寄稿するものなしと断言するも諸氏夫れ或は之を咎むるに辭なからん吳々も將來にあつては當地に於ける監獄雜誌の如けんこと予の切望に堪へざる所なり且つ又我が監獄各雜誌に於て教誨師又は監獄醫寄稿の論文少なきこと更らに奇なり（同情會の諸氏を除き）匿名は僭置き土題之れに關する材料に乏しきは事實にして治獄上、獨立せる三大機關の二たる教務及び醫務に於て其雜誌に掲載せらるゝもの殆ど全く闕如せるは恰も裸体に帽子と踏をつけて白晝大道を濶歩するの醜に似たり若し我が監獄各雜誌にして我が今日に於ける治獄の實況を寫し得たるものなりとせば我國の監獄は前に所謂裸体云々の醜觀あるを免かれざるものと謂ふべし是れ豈に事實ならんや否な少くも事實たらしめざらんことを切望す殊に況んや筆に於て自由なるの教誨師、位置に於て獨立不羈なるの教誨師、其境遇に於て感慨多く（最も多からざるべからる）其前途に於て希望最も饒かなるべき教誨師諸氏に於てをや同情會の會つて教誨師たりし所の諸氏、其數四五に過ぎず然かも其の感慨の鬱する所、劇務執掌の餘暇を以て之を獄事叢書監獄教誨等に發洩して尙ほ以て足れりと爲さざるの熱心なるあるに非らずや予輩教誨に直接する者に非らずと雖も苟くも獄事に關係する所の者、思ひ、一たび我國の教誨事況に及んで感慨胸に迫るものあるを覺ゆ況んや此の局に直接する全國幾多の熱誠有識なる教誨師各位に於てをや関として其血ある聲を聞くなきは痛嘆と謂はんより寧ろ予の疑訝に堪へざる所あり同人、感同此此件に就ては近着監獄雜誌に於て原兄の所説あるを見る予また多言せず監獄醫諸氏に至つても亦た言はんと欲し求んと欲すること少からず記事の徒らに多岐に涉ら

んことを恐れて此には姑らく之を省く幸にして世人も亦た此に着眼せるもの漸く多く諸氏の頭上に向つて
 針砭を加へんと試むる者往々近來の雜誌上に之を散見するは歎ふべし監獄雜誌に記する所、先きに獄獄生
 なるものあり今また頓珍漢なるものあり其言ふや善し、敬讀の價直なきに非らず、然れども其記名の奇に
 至つては實に亂暴も亦た極まれりと謂はざるを得ず匿名の弊一に此に至るや彼れが如き尊嚴ある題目を把
 し來つて之を論ず飽まで敬意を表し飽まで所説の責任を明にせずんばあるべからず然らざれば即ち折角
 斯道に盡さんと欲するの熱心も水泡に屬し偶々當局者を輕蔑し雜誌の價直を失墜せしむるに至るを免かれ
 ず痛嘆に堪ふべけんや近來殊に監獄雜誌上這般の異名變名を見ること頻々たり願はく速に改正あらんこと
 を切望す監獄をして紀律の府たらしむるが如く之を代表する所の雜誌も亦た飽くまで嚴格真面目ならずん
 ばあるべからず枯淡無味に失するも寧ろ蕪雜荒駁に流るゝ勿れ是れ獨り監獄雜誌に就てのみの感にあらす
 學術雜誌をして其價直を進むること一般に當地に於けるが如くならしめんことを希望し筆端思はず此に走
 る(斯く申す小生の如きも是れまでタマには匿名を用ひたることなきにあらす今深く之を悔ゆ)

ウキルト氏の意見は常に司法派を代表するものとして之を見るを得べく若し内務派即ちクロー子氏の意見
 を指して實務派と稱し得べくんばウキルト氏の意見は之を理窟派と稱するを得べく此れを以て法規派とす
 れば彼れを以て活用派と爲すべく將た規律派寛裕派なるものありとせばウキルト氏は蓋し後者に屬しクロ
 ー子氏は當さに前者の魁たるべしウキルト氏、營理する所の監獄を去つてクロー子氏主宰する所の監獄に
 入れば人をして恰かも眞宗寺より禪寺に移るの感あらしむ沿革的關係の之を然らしむるか將た個人的勢力
 の此に至らしめたるものなるか兎に角治獄の統一を欠くことの大なる弊況は豫想の及ばざりし所にして實
 見攻究するに従つて益々其根底の深くして容易に之を變除し能はざるの事情あるを知る(此事況は別題と
 して追て詳述する所あるべし)

監獄教誨

●理想的教誨師

在米國 留岡 幸助

ものに理想ほど大切なるはなし、國に理想なくば高尚なる進歩を見る能はず、人に理想なくば高尚なる品格を養成する能はず、故に曰く國運の隆盛は理想より湧き、高尚なる品格は理想の結果と云はざる可らず、然らば即ち教誨師にも理想なくばある可らず、是れ余が茲に理想的教誨師を論ずる所以なり、論者多くは監獄教誨の振はざる所以を論じて曰く、教誨師の判任待遇を廢したるは其一なり、或は曰く俸級の卑きは其一なり、或は曰く當局者佛僧のみに監獄教誨を許して他に採用の道を絶つ此れ其一なりと、論點一たして足らずと雖卑見は大に此と異なるものあり、勿論前陳せし數ヶ條は適當なる教誨師を得る能はざる遠因若くは近因たること明なりと雖尙此よりも大なる理由あるを如何せん、大なる理由とは何ぞや、抑々監獄改良の振はざるは監獄改良、罪囚感化を天職と信んじ此に身を投ずるもの少きに職由

せずんばある可らず、何れの事業に係らず職を盡すに二つの精神よりすること明かなり、第一種の人己が其職務にあるの故を以て其れ丈のことは自ら好むにせよ好まざるにせよ爲さざる可らずとの精神より爲すあり、第二種の人己が信する所の職の爲には時機を得るも得ざるも我はこの事を爲さずれば禍なりとの精神より爲すなり、即ち其事業を天職と信するにあり、故に曰く前者は備はれ人なり其日其時のこと爲さばそれにて満足し、敢て身を獻してまで其職に倒るゝを好まず、蓋し彼は獲はれたるが爲なり、後者は然らずその職を天命によりて得たる者と信んじ斃れて後已むの精神より生命を賭して其業に當るあり、此れ吾人が政治界にも教育界にも實業界にも常に此二種類の人物を自擧する所なり、余は監獄界にもこの二種類の人物ありと思ふ、熱心らしく監獄改良を絶呼すと雖一朝其位置を離れんか彼等の口に監獄改良なく、彼等の業に罪囚改良なし、嗚呼彼等の監獄改良は消へて跡なき二月の雪なり、吾人此如き監獄改良家に多きを望む能はざるを知る、此と巨して監獄改良を天職と信じ名譽を希はず、利達を欲せず、諄々として説き、營々として務め、頭

を傾け心を痛め一人の罪囚の救はるゝを以て千金よりも重しとなし、世界よりも貴しとなす、如斯く改り、眞家は任命せられたるにあらざりて生れたるなり、天の命を享けて此世に降りたるの人なり、此種の張本とも云ふべきは男性にしては「ジョンハオルド」なり、女性にしては「エリサベツフライ」なり、慘憺たる英監獄に呻吟する罪囚は「ハオルド」を以て一大救世主と仰ぎ、歐洲全土の犯罪者は彼を以て活神の如く尊敬せしめ蓋し故なきにあらざるなり、未だ嘗て教誨の設けなきとき「エリサベツフライ」一度「ニウグート」監獄に足を容るゝや万解の涙は密室の祈禱と共に流れその勢力の波及する所「ニウグート」監獄に教場を設け以て無學の在監者を教ゆ、安息學校を開きて聖書を教へ、貯蓄の金錢を投して出獄者を救ふ、然而して「フライ」女史は一厘の報酬をも受けず否受るを屑しとせざりしなり、豈嘗「フライ」のみならんや「ハオルド」の如きは難を冒かし嶮を越え數万圓の金錢を吝まず斯業の爲に投せり、彼が功績世の認むる所となり、英國の有志家は彼の爲に紀念碑を立て彼の爲に義捐せんことを圖り大に運動せり、當時彼は旅して外國にありしがこの報一度彼が耳朶に

響くや彼は直ちに一書を認めそが運動を中止されんことを請へり、然れども止むべくもあらざるを察し直に歸國に急ぎ有志家に説きてその學を中止せしめ多少集りたる金錢を以て當時負債の爲めに呻吟するもの二十五人を救ひたりと云ふ、嗚呼彼は無慾にして名譽を願はず、一身を賭して罪囚の幸福を謀れり、宜なる哉罪囚が彼を以て一大救主となすも、以て是吾人は理想的教誨師品性の一として無慾を數へん

とす、

第一、無慾。元來人を感化する事業に慾心の介立する筈なしと雖洩李の世に於ては一概にしか論ず可らず、損得を喋々するは市場のことなり、教誨師に損得の念熾んなるは祝すへき徵候にあらざり、無慾は仁者の躰なり、無慾を以て多欲の囚者を救ふ此れ教誨師たるもの一大秘訣あり、貪慾にして一錢を他人の爲に分つを惜むは仁者のことにあらざり、慾を以て欲の化身たる囚者を救はんとす火を以て火を救ふより尙其れ難きか、

第二、同情。人世の秘訣一ツにして足らずと雖同情は此れ其内の一大秘訣なり、同情の精神は惡を征し善を強むるに外ならず、教誨師にして同情の精神な

からんか恰も嚴冬「ストロブ」なき家屋の如く罪囚改頁に寸益なきなり、惡を征し善を強むるは復讐主義に基する拷問刑の能くする所にあらざり、惡に對するに善を以てし、敵を遇するに愛を以てする君子の道なり、世間薄情にして同情冷かなるは今更のことにあらざり、雖監獄は即ち最も同情に冷かなる所なり、獨り教誨師のあるありて大に此の欠乏を充たし、彼等在監者をして絶望界にありて多望を懐かしむるものなり、此を完ふせんには同情を以てせざる可らず、在監者の心中に於る希望の念や甚だ微かにして彼等の心狀冷かなること死灰の如くなり多年彼等に接するものゝ能く知る所なり、此の死者の心を救済せんには温然たる同情の徳によらざる可らず、同情の徳は慥に彼等を救ふに足るの一大良藥なり、友人鵬洲嘗て愛情濃厚なる一片の書翰を寄せしことあり、余は直ちに厚意を謝せん爲一書を送れり文末に自製の和歌一首を添へて曰く

第三、天眞爛熳。偽善虚飾は罪囚の常なり、此を以て官吏を欺き又己をも欺くなり、かゝる人類に對するに教誨師たるもの無學を有學に衒らひ、知らざるを知るふりに裝ふ何を以てか虚飾偽善の化身たる罪囚を矯正するを得ん、此れ火を以て火を救ふの術ならずや、教誨師たるもの茲に鑑みる所なくして可ならんや、語に曰く「眞理に逆きて力なし」と眞理は金剛石の如く暗き場所を照らす夜光の珠も及ぶなけん、罪囚の心は虚偽を以て蔽はれ易きものなり、此心を照らすは眞理ならざる可らず、否眞理を實現する天眞爛熳たる活ける教誨師ならざる可らず、

第四、在監者の事情に通曉すること、

百万の民に君臨する雲の上人も下民の實狀を審みせざれば以て其民を治む可らず以て是明君の世に出するや必ず陋巷に姿をやつし民情を探り病院監獄を巡視して社會の下層に心を止む以て民を泰山の安きにたく可く以て徳澤を千載に傳ふべし教誨師たるもの國君たるものと比較すへきにあらざり、雖下層の民情を審みせざる可らざる點に於ては一なり同情を知らずして囚者を改頁せんとする瓢を以て鱧を抑ふるが如く効果を奏し得ざるも當然の理と謂ふべし、於是乎

同情ふて涙の雨の降りしきて
我袖いたくぬれにけるかな
以て如何に厚き同情が人心に及ばず勢力の大なるかを知るに足らん、殊に在監者に於て然りとす、

第七卷 第三號 監獄教誨

教誨師たるもの四情を知るの要あり、四情を知るの法種々ありと雖尤も大切なるは彼等と直接交るに若かず、彼等が家庭を質だし、境遇を尋ね、墮落し來りたる所以の理を審かにするに至りては自ら四情を知るに至る可し、而若し公務に餘暇あるときは可成泰西刑學者の書を繕き殊に刑事人類學等を學ぶに至りては愈々以て學術的に彼等の心情を知るに至る可し、教誨師たるもの勤めずして可ならんや、

此外言ふべきこと多しと雖事多くは人の知る所なれば好んで冗長の文をなさざる可し、左に譯載せしものは一千八百十五年即ち斯業の偉人「ハオールド」死してより二十四年の後英國「クエーカー」宗徒の運動によりて創立せられし監獄改良會（"Society for the Improvement of Prison Discipline and for the Reformation of Juvenile offenders"）が未だ嘗て教誨の存立せざりし當時教誨師の資格を宣言せしものなり、其文に曰く

教誨師の職務たる管に在監者の利害につき深く感ずるのみならず、教誨師の誠實熱心なる働は在監者の幸福を企圖するに外ならざることを確信せしめざる可らず、

在監者と交際するには冷淡なる職務的儀式によることなく在監者の一大朋友たる心情を以て臨まざる可らず、

教誨師たるものは在監者の欠乏を充たし、何事に限らず常に注意し、新鮮なる希望を在監者の心理に起すやう勤めざる可らず、

此れ即罪惡に沈淪せる在監者の心臍を獲る一大秘訣なり、（「ワインズ」監獄學二十葉）

讀者諸君余は此拙文を理想的教誨師と名け主として教誨師の爲にかきたりと雖、吾人が列學せし諸要素は管に教誨師のみならず、司獄官たるものにも又大に適切なるものと信んず、一片の拙文斯道の一補たらば幸甚、
（元）

寄書

寄書家諸君に一言す

在南海 漂 浪 漁 夫

余は南海の一寒生未だ獄務の經驗に乏しく加ふるに淺學菲才真に生面の在監生なり故に予は常に本紙を愛讀して是れに師事し僚友とし亦指導者として以て

諸君の卓越なる高説を拜聴し獄務に關する新知識を増進せしこと實に尠からず直に本紙は獄務當路者の良師たり羅針盤たり豈愛慕せずして可ならむや而して余の今茲に一言せんとする處のもの他にあらず抑々此監獄雜誌なるものは以上陳ふる如く獄務機關として最も樞要のものたることは何人も信して疑はざる處なり然るに寄書家諸君中往々獄務に關係なき刑法問題を提出して（刑法獄務に關係なしと云ふに

あらず刑法中獄務に直接の關係なきものを云ふ）之が問答をなし獄務に關係ある質疑寄書等は殆んど地を掃ふて跡なきに至らむとするものゝ如し是豈本紙の特有の性質ならんや今これ等の種類を本紙第七卷第二號より摘書せば左の如し

- 質疑第三項第四項 嚴 島 生
- 全 第五項第六項 廢 眠 主人
- 全第七項第八項第九項 漏 月 庵 主人
- 全第十項 東 洋 逸 史

以上の質疑の如きは法學を研究するものにとりては宜敷研究を要すべき問題なりと雖も獄務改良に汲々たる今日に於て見る時は實に迂遠の問題と云ふ可し故に本紙に寄書する事項は日々獄務の難衝に當りて

感憤する處の質疑其他玉摘を掲載すること實に本紙の性質と云ふべし寄書家諸君以て如何となす不肖漁夫敢て一言すること爾り

給與工錢權利的說に就て

平田嘉兵衛

給與工錢は權利的なるか故遇四上屢不都合を生す宜しく恩惠的ならざるべしとて從來監獄當局者の唱導する所なるのみならず法學者間に於ても間々之れに賛同するものなきにあらず蓋し現行刑法に於て「給與す」なる命令的文詞を用ひたるか故之を解釋して「給與す」との明文ある以上は彼等か勞役は官署に向て債權を生ずるの原因たり已に債權發生せんか二者の間に於て權利關係の成立したるものとなさざるべからず然れども國家の命令に反抗したる犯法者何ぞ權利を主張するの理あらんや現行刑法の現定は正さに此の條理を破壊するものなり故に之を改めて給與することを得」との任用的文詞を用ひ之を給與するは國家か恩惠の趣旨に出でたることを明かにせざるべからずと謂ふものに似たり

從來監獄當局者等の解釋する所にして前述の如き趣

旨なりとせば余輩は論者か法理を無視したるものと云はんとす請ふ聊か之を論せむ
 凡そ債權は個人平等間の關係なり、個人平等間の關係なるか故其原因は特定の事由なるへからず、既成民法は債權の原因を舉示して契約、不當の利得、不正の損害、法律の規定の四種と爲し修正按は契約、事務管理、不當利得、不法行為の四種と爲せり要するに法律は個人の意思を認めて之れに効力を附するに因りて債權の關係成立するものなり、個人の意思に反し權力を以て債權の關係を成立せしめんとする如きは法理の認容せざる所なり、之に反し個人の意思如何に拘はらず威力を以て義務に服従せしめんとするは個人平等間の關係に非ずして國家不平等の關係なりとす、國家不平等の關係は債權成立の原因たらすして權力服従の關係たり、之を約言すれば個人平等の關係は權利なるも國家不平等の關係は權力なり、今や余輩は上述の法理を論者の所謂權利的解釋に應用して其の誤れる所以を証明せんといふ
 論者は法文に「給與す」なる命令的文詞あるか故權利的關係なりとし權利的關係なるか故彼等と官署の間に於て債權の成立したるものなりと謂ふと雖も何か

故に「給與す」なる文字を斯く窮屈に解釋せざる可からざるの理由あるか余輩殆んど其の意を解するに苦しむ、論者曰はすや國家の命令に反抗したる犯法者何んぞ權利を主張するの理あらんやと既に論者と雖も實質上に於ては二者の間に債權の成立す可からざるものたるを認めながら法文の形象上殊更に附會の解釋を試み以て法文の精神を抹殺せんとするは余輩の怪訝に堪へざる所なり、今夫論者の解釋にして其の當を得たるものなりとせんか上來論述したる法理に矛盾し終に法文の精神を失却するに至るべし、抑國家か囚人に對するは個人平等の關係に非らず從て彼等は勞役を科するは債權原因の一種たる契約に因るものに非ざると同時に彼等の之れに服するも亦任意に出でたるものに非ず全く國家の權力を以て強行する命令に外ならずして所謂權力不平等の關係なりとす、故に或場合に於ては國家の意思を以て勞役時間を伸縮し其の工錢額を増減するは勿論又全く勞役を取らしめず或は工錢を給與せずと爲すことも之を命令することを得加之必要ある場合に於ては既に勞役の結果として幾分の工錢を算定せる給與額をも之を給與せずと命令することを得べし、要するに之を

給すと否とは彼等の意思如何に拘はらず之を爲すことを得るものなり、是蓋し權力服従の關係より生ずる法理上當然の結果なりとす、若しも論者の謂ふか如く權利的の關係なりとせんか一旦勞役に服したる以上は國家一方の意思のみにては中途にして之を廢することを得ず又勞役に對する工錢は如何なる事情あるも之を給與せざるべからざるに至るべし、是れ二者の關係を以て私法理の下に支配せらるるか如き解釋を爲すより生ずるの結果なりとす、故に余輩は現行法文の規定を以て飽くまで恩惠の趣旨に出でたるものなりと解釋するに躊躇せざるをかり、蓋し「給與す」なる文字は法律か絶對的に給與することを意味したるまでに過ぎずして之を給與するは彼等の權利に對し義務を履行するの謂ひに非ざるなり、思ふに法文をして關係的に「給與することを得」と書き下ろしたらんには斯る誤謬に陥らしめざりしならむ、然れども絶對的なる關係なるを問はず之を給與するは必ず國家が政策上恩惠の趣旨に出でたるものなること殆んど疑を容るへからず、但余輩と雖も論者と同しく關係的に「給與することを得」と改正して國家恩惠の趣旨か執法者の活用如何により一層

其の趣旨を發揮せんことを望むは固より同意する所なり、要は唯世の權利的解釋論の法理に適はざるを辨するのみ

●懲治場留置處分に對する
 上訴の許否に就て

平田嘉兵衛

懲治場留置の言渡に對して上訴を許すへきや否やは從來學者間に議論ありたる問題なるも近來の論決は概ね之を許すへきものに非すとなし又裁判例に於ても同しく上訴を許さるものゝ如し、然るに本年二月發行の法曹記事を見るに神戸地方裁判所檢事正請訓に對し司法省は上訴を許すへきものとすとの訓令を與へたることを掲載せり、一片の訓令其理由を詳知する能はずと雖も從來余輩の懷抱せる卑見と偶符合する所あるを以て聊か其理由を開陳して大方の叱正を請はんとす
 上訴を許すへからずとの消極論者の趣旨は概ね下の如くなるべし曰懲治場留置は國家か刑罰權を行使したるの結果に非ず法律は國家か父兄の監督不充分なりと推定し強迫的に之を監督し教育せんか爲め或時

間之を留置する所の行政處分に過ぎず、而して上訴は刑法處分に對してのみ認許せるものなれば刑法處分に非ざる懲治留置處分には之を許すべきのものに非ずと云ふに反す

懲治場留置處分が刑罰に非ざること論者の謂ふ如く法文上明白疑なしと雖も刑罰に非ざるか故上訴を許すへからずとの斷案は未だ俄かに首肯する能はず、蓋し上訴を許すと否とは一に刑事訴訟法の規定に屬し其規定の法意如何に依り之を決すべきものとす、刑事訴訟法第二百四十二條は上訴は法律に許したる場合に之を爲すべきものなることを示し第二百五十條に其場合の一として控訴は區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる本案の判決及び第八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲すことを得と規定せり、而して留置處分に上訴を許すと否とは該條に所謂「本案の判決」ある意義の範圍如何に依りて斷定の岐るゝ所なり、蓋し本案の判決とは刑事公判に於て宣告したる判決なりとの意義なることは論を俟たざるか故刑法上犯罪の有無を判決するに非ざる留置處分の如きは右の範圍中に包含せざるか如しと雖留置處分を爲すは何れの場合に於ても

先づ一の犯罪事實ありとして公訴を提起し審理を遂げたるの末主觀的の理由により其罪を論せざるの結果之を言渡すものなるを以て法理上は兎も角も事實上に於ては必ず犯罪構成の事實なかるへからず、而して此事實は乃ち懲治留置處分の原因と爲るものなり、果して然らば之を本案の判決と看做し上訴を許すも敢て附會の解釋として之を排斥すへからざるのみならず寧ろ法律の精神に適ふものなりと謂はざるを得ず、若し然らずして懲治處分は刑事の制裁に非ざるか故刑事訴訟法上訴の規定を適用すへからずとせんか犯罪事實に錯誤ありたる場合に於ても之を匡正するに途なく裁判の威嚴を失墜し個人の權利を蹂躪し公益保護の刑事法は名實不當の汚名を被むるに至らん、抑上訴の制は個人の權利を保護するの精神に出でたるものなるを以て其範圍は可成之を擴張するを要す、故に正面的に上訴の規定を適用するは法理に矛盾するの嫌ありと雖も之に準據するは敢て差支なきものと信す、余輩は消極説の多數論なるにも拘はらず司法省が積極説を採りたるを喜ぶものなり

●在監人死亡し其所持品中貸金証書あるも滿一箇年を経て受くべきものなきときは如何に處分す

一七〇

霞堂主人

先づ監獄則を繕閱するに其第二十四條に囚人懲治人及刑事被告人逃走し監署に領置の貨物あるときは逃走の日より滿一箇年を経て之を受くべきものなきときは監獄慈惠の用に充つ刑死者死亡者の領置貨物にして受くべきものなきときも亦同じとあり此規則は民法に所謂所有者なき財産は國に屬すとの原則より出でたるものならん其所有者なき財産とは山林に棲息する鳥獸河海に游泳する魚の如き無主物を云ふにあらず或は所有者なき財産のある筈なしと云ふ者なしとせず然れども爰に所謂所有者なき財産とは本問題の如き之を受くべき相續人なき場合を云ふものなり又問題中其所持品云々と記したるは寧ろ所有品と記するの優れるに若かずと雖も實際今日まで所持金品と云ひ來りしを以て之に倣ひたり借て監獄則に依て考ふるに監署に領置の貨物あると

き云々との明文あるを以て其領置せし金錢若くは物品なるときは少しも疑ひなしと雖も貸金証書に係るを以て聊か疑ひなき能はず然れども貨物とは金と物とを指したるものにつき貸金証書も亦物なりと云はざるを得ず何となれば宇宙間人類を除くの外は皆物なりと云ふを得へければなり果して然りとせば貸金証書其物は他の貨物と同じく監獄慈惠の用に充つる目的物たるを得へし然らば則ち物品を賣却して慈惠の用に充つると同じく其貸金証書を處分するを得へし故に負債者に對して辨濟を請求し若くは出訴して之を要求するを得或は慈惠の用に充つるものなれば領置の金錢若くは物品を處分するのみにて貸金証書の如きは無價物と見做し拋棄して可なりと云ふ者なきを保せず然れども今問題の事實を少しく變更して考ふるべきは忽ち其然らざるを知るに足る例へは其銀行に對する預け金百圓ありと仮定せよ論者と雖も眞逆此確實なる預け金証書を拋棄して反古と爲すへしとは謂はざるへし然らば貸金証書と云ひ預け金証書と云ひ仮令其名稱は異なるも其債權を証する點に至ては二者同一なるを以て固より之か決定に異同ある筈なし故

に余は前記の如く答ふるに躊躇せざるなり去りながら其些々たる金額にして之を請求するも負債主に於て辨濟せざる場合の如き仮令裁判所に訴ふるも有益ならずと認むるときは棄捐するも敢て不都合なかるへしと信す

●看守職務會議

東洋逸史

看守の職務會議なるものは彼の深遠無窮なる法理を攻究するよりは寧ろ職務上に關する實際の問題を研究するを以て目的となす故に苟くも看守として職務會議に列席するものは尤も着實を主とし一舉一動記律的ならざる而已ならず其言語に於ても自ら紀律的なるを要す然に事此に出でず議場に於て徒に多辯饒舌を以て大得意と爲す弄舌家の如き徒らに横議浮論を以て本領と爲す輕燥者の如きものありとせんか獨り看守職務會議の趣旨に反する而已ならず之れをして尙は記律上失体の一とし嚴に戒飭を加へざるべからず我監獄の如き夙に此に見る處あり赴任以降銳意獄務の改良を企圖せらるゝや之れを以て改良の一とし已に今日に於ては大に舊來の面目を一新せるもの

蓋し檢束紀律を嚴正に勵行するも亦作業を強要するも皆な共に等しく此の目的を達せんとする方法手段に外ならざるなり故に兩者其一を欠き他の一方に於て長所ありたりとして意々得々獨り自から賢しとするは豈に迂にあらすんば痴に近しと言はんや然るに檢束紀律なるものは徒らに戒護看守を増し唯一囚人の逸脱を防ぎ又は頭髮獄衣の齊一步調の端整を期するを以て紀律の能事檢束の快事と誇る所以のものにあらざるなり檢束紀律は獨り之れ等の部類に止まらず作業の督勵物品の排列作業素品の使用方等をも意味するなり然るに議者あり檢束の擴張せんとせば豈に作業の如何を顧みる暇あらんやと吾人は此の放言慢語を聞き轉々其旨想を笑ふて其淺見を非まざるを得んや若し此の言をして路傍痴人の戲言ならしめば敢て言を費して非難するの價値なしと雖も苟くも檢束戒護の地位に立つ職務を有する當務者の言ならしめば止むなく一言述べざるを得ず監獄に於て尊ぶ處の一は檢束紀律たるは吾人も否せず同情を表する處なるへしと雖も豈に唯り之れのみならんや作業も亦然り戒護官吏の側面より檢束を唯一とし作業官吏の側面より作業を唯一とするも共に皆な其本

し如し而して吾人の管見未だ日本監獄全体に係る看守職務會議の狀況を知らずと雖も能く獄務の實地問題を研究し獄務開發の上に裨益を與ふるが如き會議の眞面目を保ち實行しつゝあるもの夫れ幾干かある吾人此に聊か疑ひなき不能敢て記して以て我當局の士に告ぐ

●檢束と作業

銅路 工藤 襄 稿

夫れ監獄の目的は刑法の目的と一致投合の方途に出でざるへからず然り然るに刑法の目的に就ては學者文士の見るところ多少其間に異動なき能はずと雖も要するに刑法の目的は一面懲戒を施して以て其行爲を責罰し一面矯正を加へて以て其罪惡を醫治せしむへしと云ふにあるものゝ如し而して刑法の目的にして茲に在らしめば監獄も亦此を以て目的となし宜しく其目的を達せしむるに適當なる方法を以て囚人を所遇すべきなり且つ監獄と刑法との關係は恰かも刑法は生兒の如く監獄は尙ほ養育所の如しとは單り吾人の私見獨斷にはあらすして天下公法家の共に唱道する所なり

領を盡さんとするは之れ家國を愛する忠亮の臣たるへきものにして吾人は國の爲め斯道の爲め感謝と慶賀の辞を以て迎へざるへからず然れども形式的單に囚人の逸脱なきを期し概ね定木的の檢束術を固執し……自己の勉強を……賣るか如き小人に至ては吾人は共に斯道を語るに足らざるを知る斯の如きものは職務を思ふの切なるものと言はんより寧ろ治獄改良の遮斷者と難せざるを得ず近來檢束紀律を勵行せんとするの熱度噴火山嶺に暴騰の結果遂に其應用を過ぐり囚徒服役時間の幾分を之れに浪費し又は作業の進行を阻礙するの傾向あるものゝ如し何ぞ不生産的作業をして益々不生産的に傾かしむるの甚たしきや法は死物なり人に仍て行はる檢束の當務者豈に思ふ處なぐんはあらず監獄は唯り檢束に因て建つものにあらす作業と兩立して初めて其効果を奏すべきかり知るや監獄作業も檢束紀律と同しく行刑を組織する要素の一に屬す亦國家經濟を補ふ所以のものたり故に檢束と作業とは其間に於て輕重なく又軒輊する處なし要するに監獄をして自營自活せしめんと欲せば宜しく囚人の作業を督厲し事業の成功を期せざるへからず之を爲すの結果一面

監獄の收入を増し一面囚人の所得を多からしむべきなり之れ自營自活の道を立つるの基礎なり之を以て之を見れば監獄の改良は唯り獄舎の改造獄吏の精選のみにあらざるなり監獄をして自營自活せしむるも亦監獄改良の一に屬するなり監獄作業は懲戒道義經濟の三點を包含すると云ふも豈に又偶然ならんや語を寄す監獄に檢束紀律あり作業あり亦國家經濟の忽にすへからざるを忘るゝ勿れ之れ吾人の切に希望する處なり

●監獄改良に就て

骨 皮 生

監獄改良監獄費國庫支辨の呼聲を聞くや久し然るに未だ二者何れも其効を奏せしを聞かず結局一時の流行語として看過視し去る乎否々決して然らず之れ其由る所ありて發する火口ありて社會の場面に顯出したりものなり

今や熟々我が帝國の狀勢を觀察するに征清以來頼に宇内に向つて國光揚り爲めに社會全般の事又舊時の比に非らず百事其面目を一變し事々物々其整理改良を施し殆んど餘蘊なきが如く又從來我が國民の擧つ

開設の萬國大會に我國其道の泰斗たる小河滋次郎を擧げて委員となし深濟せしを見て知るべし外に在りて同氏斯の道に研究を積るゝあり斯く進歩改良の域にあるに何爲ぞ議會は寂として絶て國庫支辨を口にするものなく民間又其議を唱ふるものなし嗚呼國家の爲め幸か不幸か徒に犯罪の多きを見ては當路者の改過遷善の力至らざるを痛罵し却て監獄を以て厄介視し一の犯罪教育所の如き觀を有するもの比々皆々然り吁誰れか其迂を笑はざるものあらん之れ決して當路者の責にあらす社會か醸生せしむるの結果かり故に骨皮生は望む監獄の改良罪人の撲滅を計らんと欲するには是非國庫支辨の道に依りされは恰も佛造て魂入れすに均しと請ふ身親しく監獄に就て考究する處あれ懲罰的の監獄に非らんして改過遷善的の監獄なるを聊が拙言を駢へ具眼の士に備ふ

●獄則違犯者の多寡に就て一言す

宮崎 湜 髮 生

看守の職務に行政と司法とあるは恰も警察に行政司法あるが如し戒護周密嚴正なる管束の下にあつて豈に犯則するの理あらんや犯則は必ず幾分の閑隙より

て頭腦を痛め居たる條約改正も或る二三の國を除くの外悉く好意を以て無事締結せられつゝあり斯の時分に當りて犯罪の多少は以て國の文明進歩の如何を卜するに足るとの監獄事業に對し冷々淡々對岸の火災視するは抑も何の故ぞ實に慨嘆に堪へざる也人或は云はん今日は經營すべきの事業多端なり監獄の如き社會の裏面に提息するもの宜しく後日待たんと吁何ぞ思はざるの甚きや夫れ徒に戰勝に誇り歐米各國と仲間入するの域に達せりとして外面を粧ひ所謂社會の表面唯々文明を飾るに吸々とし其實内部即裏面は敢て顧みる所に非らざるの粉飾的主義に心酔し文明の何物たるを辨せざる徒の寢言のみ見すや監獄費國庫支辨の義管て先回の議會に提出せられしも黨派問題の爲め遂に否決の不幸を見るに至れり夫れ此問題たるや夙に其筋に於ても計畫する所あり又民間有識者に於ても居常其國庫支辨の正當なるを認め居りしを以て上院は喜んで可決の宣言を與へたり然るに如何せん紛擾以て萬事黨派根性の巢窟なる下院に在ては少數の正義者多數不見識者の爲め理由なく之を否決せり豈に爲國家歎すべき事にあらずや當局者は改良を唱へ着々其歩を進めつゝあり現に佛國に於て

生す看よ彼等が非行を遂げんとする際の機嫌を右顧左眄看守の面を見つゝ一瞬時の隙を窺て談話の禁を犯し若くは姿勢を亂す等往々認むる處なり果して然らば獄則違犯者の多きは戒護の周到ならざるに基因し看守自ら犯則者を醸造すると云ふも敢て不可なきが如し故に吾輩は注意の如何を左の三段に別つて要當ならんと思料す

一行政的思想を以て在監人の犯則を未發に防く事

二司法的思想を以て在監人の現行犯を扞發する事

三在監人の犯則者あるも扞發し得ざる事

夫れ然り而して論者或は云はん統計表に據れば某監獄は犯則者至て寡く戒護嚴重ならんとは是れ未だ其一を以て其二を識らざるの説なり獄則違犯者の多寡に就て一概に戒護の寬嚴を論するは甚た不可なり第一項の如く注意周到未發に防く時は犯則者寡少なり又第三項の如く犯則者あるも不注意に失し扞發し得ざる是又寡少なり第二項は第一項の注意に漏れたるより非行を遂ぐるの餘裕を與へたるものなれば自然其數の夥多なるは固より論を待たず然るに彼論者の如く唯統計上非難するは全く實地を識らざる所謂机上の

其第二條に所轄警察署の許可を得ずして刑死者の爲め公然祭禮を行ふことを得ずとあり各位は本條に依準するものゝ如く論せらるる本條は遺骸埋葬の後に於て刑死者の爲め公然祭禮を行はんとするときは所轄警察署の許可を受けへきを示したるものなり即ち許可を得て以て公然祭禮を行ふことを得るも萬一之れが許可を得ずして公然祭禮を行ふたるときは第四條に依り處罰せらるゝ意なり故に祭禮を行ふことは所轄警察署に於て許可し得るも刑法第十六條の規定に背き刑死者の遺骸を公然式を用ひて埋葬することはい許可し得ざるなり各位ば埋葬式と埋葬後行ふ所の祭禮とを同一視せしならん蓋し刑死者の遺骸を葬るは祭禮と見做し公然式を用ひて埋葬(即祭禮)することを警察署に於て許可し得るものと解釋せしならん是れ余と意見を異にする疑點なり假令何等の名稱を付するも刑死者の遺骸は刑法第十六條により公然式を用ひて葬ることを許さざるなり其式を用ひずして只埋葬するのみは死者處分上當然のことにして殊更警察署の許可を受くる必要なし刑法十六條は非儀即ち慣習の神官僧侶を招請し旗幟葬具を飾備するの式を用ひるを禁せしものにして埋葬を禁せしにはあら

ず何ぞ警察署の許可を要せん許可を要せざる限りは本條(省令第二條)を適用せんと欲して能はざるなり抑も死刑に處せらるゝ如き大惡無道のものば其埋葬に式を用ひしめざるは勿論埋葬後に至るも文字を彩色し其他碑文を彫刻したる莊麗異様の墓標を建つるを禁し猶刑死者の寫真肖像を陳列販賣し及び賞揚哀悼するるときは禁せられしものなれば祭禮即ち法念の類を行ふも又盛大壯學を禁するは當然なり只安寧秩序を害せざる質素の程度に於て祭禮を行ふを許すは本令二條の精神たり猶一步を進め時宜により第五條を以て刑死者以外のものに本令を適用せんとする主旨を推測するも本令は刑死者の爲め總て壯盛の學を禁せしものなれば何ぞ埋葬に際し式を用ひることを第二條により許可する理由あらざるなり故に本令は刑法第十六條の禁制を犯したるものに對し何等の制裁をも及ぼす能はざるなり江湖の諸賢以て如何となす余淺學法の何物たるを辨せず幸に大方法君の明判を乞はんと欲す

雜報

●典獄の候補に就て

典獄の職員は看守長書記より撰拔すべきことは予輩の豫て希望する處なり然るに今又山形縣に於て欠員を生ず其後任は孰れの邊より任命あるべきかは予輩の知る可い能はずと雖も必ず以て實務家中より撰拔せらるゝことは信じて疑を入れず然れども地方監獄と集治監との現任者を見るに典獄となり得べき資格のある人夫れ幾人かある實に寥々數ふに足らざるの歎なり故に予輩は常に思ふ典獄諸君にありては其部下の書記看守長中にして將來典獄たり得べき望みのある人物に速かに之に要する資格を附し以て其候補とし置かるゝの注意あらんことを然るに聽て其實況を見るに俸給額の配賦少なき結果なるか故か地方監獄に於ては三十圓より上級のもの甚少なく偶々之れありとするも進んで典獄候補者とするの決心なきものゝ如し如此にありては已むを得ず其の候補を他に供給するに到るへし聊か所感を記して典獄諸君に呈す

●警察遞傳に就て

犯罪人を警察遞傳に附するときは囚人護送手續第一條に依り囚籍即ち名籍原簿の寫及宣告書等を添付するものなるか中には此れ等の書類は封緘の儘送致するか故遞傳のときには只傳遞狀のみなれば沿道警署に於て遞傳を拒むことありし趣なるか此頃聞く處に依れば請書類の添付なしとて途中より犯罪人を逆送せし處ありと素より發送官署の不注意ありしは免かるへからざるとなれども之を逆送する如きは徒らに押送費を消費するのみならず至大の不都合を來すものなれば如此の場合には一時犯罪人を留置して發送官署に照會する等便宜の手續もあるべきに其手段を執らずして逆送する如きは將來誠慎ありて可かり

●教誨師の旅費に就きて

教誨師の判任待遇たるに在りては監獄醫同様特別の規定に依り旅費の定めありしか一朝判任待遇を止められてよりは何等の規定に従ひ旅費額を定めらるべきかと云ふに右は廿四年八月縣治局長よりの通條に依り教誨師は素より女監取締授業手の旅費とも府縣に於て適宜額を定め給與す可きものなりと云ふ彼の十九年六月内務省令第十一號警察官吏其他内國

旅費概則は主として國庫費のものに對するものにて
 逦查看守押丁に限り地方稅支辨のものに雖同概則に
 依るべきものなれども其他の雇員は包含せざると聞
 きぬ其の各府縣に於て定められたるものも多くは國
 庫費と權衡を得る爲め該概則の額の如く定められた
 りと今尙は教誨師の旅費に就ては往々疑ひを生ずる
 ものあれば參考の爲記すと爾り

●徒刑囚の送遞及移轉

北海道集治監に在る處の囚徒にして來廿九年度に滿
 期となるべきもの三百餘名は來四月頃東京集治監へ
 送還し其補缺として東京集治監より三百餘名北海道
 へ送致せらるゝ筈なりと云ふ而して又東京集治監は
 聯合府縣より入監する處の徒刑囚月に増加し今や千
 六百名に垂んとするの有様なれば北海道へ移轉する
 の外尙百名宮城集治監に押送せらるゝ趣なりと聞
 く

●最短期囚の執行に就て

短期囚を監獄に入れ多因と共に執行するの不利有害
 なることは識者具眼者の已に知悉する所然るに現今
 の有様を觀るに附加罰金の換刑十日以内の囚人は勿
 論諸稅則違犯拘留囚又は違警罪即決處分拘留囚にし

して監獄前途の大計を誤る勿れ但警察監獄法の事に
 就ては追て卑見を具し更に參看に供することあるべ
 しと雖も今や警部長會議は其筋の召集するところと
 ならんとし次で典獄會議の開會を見るは正に近きに
 あらん此際警察監獄に係連の事項に對し所見を陳し
 當局者の注意を催すの必要あるを信したる儘一言す
 るものなり望むらくは主省に於て是等獄事の得失を
 考案し先づ其利害を警部長會議に質問し序で典獄會
 に諮問し兩者の意見を參酌して前途改善の策を爲せ
 違警罪若しくは稅則違犯又は科料の換刑に係るもの
 如き拘留刑を純然たる大監獄に收置せしむる必要
 毫もなきのみならず之れかため生ずる不利弊害果て
 如何そや特に密賣者の一日乃至三四日拘留を執行す
 る爲め屢々淫婦をして獄門を出入せしむるか如きは
 不利多弊の最も甚しきものありとす

●改正刑法案の進行に就て

數年來其筋委員の手に於て再三再四調査しつゝある
 刑法改正案は漸く脱稿せりと聞かして今回の改正
 案は區々たる條項の不備を補足するか如き輕易のも
 のにあらすして或は根本的精神の變化(例へば定役
 刑囚の工錢は權利給與を變して恩惠賜與に屬せしむ

て刑期一日乃至四五日の者を地方監獄へ送り地方監
 獄吏は之れか入監出獄手續領置金品の出納統計原料
 の蒐集等に手数を奪はれ彼の懲感化に最も必要な
 長期刑囚に對する身上稟行狀表觀察表其他の調査
 自然精密を盡すこと能はずとは殆んど一般の狀況な
 りとす思ふに監獄則第一條第五號は其但書を以て換
 刑禁錮及拘留處刑者を警察署内の留置場に拘禁する
 ことを得と所謂取除法たるに過ぎざるか如き規則なる
 か故に僅々一日又は半日(半日とは實際より書出し
 たる者にして仮令は今日午后拘留一日の處分された
 る類)の刑者を容赦なく無遠慮にも警察官は監獄へ
 引渡すに因る畢竟するに法規不備たる感は免れざる
 處ろにして如何ともする能はずと云へば夫れさての
 ことなれども今や裁判所支部所在地と雖も在監人員
 の模様は依ては監獄を置かず警察留置場に於てする
 ことを妨げず否寧ろ五十乃至百人以下を拘禁するに
 は却て此方良策なりとの趣旨より考察するも純粹の
 大監獄に徴々たる拘留刑又は稅則違犯等の短期換刑
 者を收監せしめず警察に留め適宜執行せしむること
 必要ならんか本年典獄諮問會は本省に開かると聞く
 當局者たる者充分利害得失を考へ區々たる事に拘泥

るか如き又或種の犯罪囚には執行の猶豫即ち條件付
 裁判を言渡の類)或は新事的外國人に關する法條從
 來無條約國又は對等條約國人の犯罪は實際日本の法
 律に依て處分し日本の監獄則に依て執行したる例は
 幾らもあれども之れか適條の明文律はなかりき)等
 多々ありと抑も今般各地方檢事正會議を司法省に開
 かれたる重要問題は主として是等法案の應用方法如
 何を討議審究せらるべきことは過日開會の際芳川大
 臣より出席檢事正に對て開會の趣意として演話せら
 れたる大要なりと云ふ果て然らば右の問題は獨り司
 法部内のみ審議會了して足るべきものにあらず自由
 刑の執行を掌る行政官の意見を聞くこと極めて必要
 に屬するものと信ず般監獄からす明治十五年刑法治
 罪法實施の當初に徴せよ當時尙書と監署との實休果
 て如何ありしか今更復言せざるも當局者已に熟知す
 る所ならん譬へば義太夫本は立派に文句を綴り太夫
 亦律然として備はると雖も之を樂屋に問はす道具方
 の準備を見ずして開幕したらんには舞臺の活戲果て
 如何そや是れと同じく法文立派にして司法官の覺悟
 は整ふると雖も若し行政官の見込を問はず準備を開
 かずして突然發表したらんには折角の美法も或は活

動する能はざるに至ることなきと保すへからず是れ則ち余等の所見は單に司法官のみ會了して而て満足すべきにあらずとする所以なり故に希くは這般の改正草接を一應行政當局官にも回付し意見を叩かれんことを若し其間合なきか又は他に差支の慮もあらば少くも典獄會議の序を以て充分下問することとせられんことを切望す是れ管に新法の活用を助くるのみならず多少取捨修正を加ふべき資料となることとあらんと信して疑はず此際主者に於て大に一考することとあら

●別房留還人の措置に就て

現行法規にて刑期満了後尙ほ監獄の別房に留置する場合は刑法附則第三十二條及第四十七條に明記せる即ち監視に付する者住居なく及び引取人なく又は仮出獄を許す可き者にして同様の事故ある者に限るは更に説明を要せざるどころなり然るに近年何れの監獄に於ても隨分別房人の多きは如何なる理由の存するものありて然るは是れ當局者の須らく願慮を要すへき事なり前年警保局長より監視執行地の決定に付監獄より所轄警察官又は市町村役場等へ照會したるときは蓋りに被監視人を部内に引取らしむることを

き後者は簡に失する嫌ひなきにあらずれども刑餘人を徒らに監禁するの不道理なること及び刑法附則の法文解釋上より寧ろ後者の措置を賛せざるへからず何んとなれば刑法附則の住居なくとは全く無籍の徘徊人を云ひ又引取人なしとは有名無實の籍はあれども一刻一飯も居食するに所なき者の云ひなることは論を待たず若し然らずして立派に居室あり親屬あるにも拘はらず父兄又は家族に於て監視人と同居することを好まず拒絶するを許さば遂に底止するところなきに至らん是豈刑法附則の精神ならん乎警官たる者監獄の照會に對し實況を取調るに當り苟も住宅を有する者ならば斷して執行地ありとの答を爲せ監獄官も警官の意見に泥まらず有住宅者は執行地あるものと認定せよ尙且假令住宅は有名無實の有様なりと雖も本因が望む所の寄食所は果て本因の近親即ち父母兄弟妻子の如き間柄なる事實あらば斷して引取方を肯諾せしめ易そ苦情的拒辨を容るの必要あらん乎已に近親たる縁者は自ら進んで之を引取り再び社會に害毒を流さしめざる様監督勸誘する權利並に社會に對する徳義上の義務あり豈夫れ無關係然として一般人民の血税に遺棄頼放し得へん乎是等の事に

嫌忌するか如き觀念を排斥し再犯眼前に見るか如き事情ある者の外觀誘しても監獄より引取らしめよとの意味を以て一般へ通牒せられたりと左もあるべきとなり然るに監視執行地の件に付各府縣監獄の照會振りを観察するに其取る所の方針區々に涉り之か爲り存外多數の別房人を留る向きと比較的少數の別房者を留る結果を生ずるにあらざるや大に疑はざるを得ざるものあり茲に一例を示さんに或監獄に於ては住籍有無に拘はらず附加監視ある者に對し汝は何れの所に於て監視の執行を受るやと下問し而て本人か望む所に照會する例なるを以て十中の八九は不承諾の答書を警官へ差出し警官は之を以て監獄に回答し監獄は之に據て以て執行地なき者と決定して別房留置の處分を爲せり或監獄に於ては處刑宣告書の肩書及び入監時の調書に依り無籍人にあらざる限りは本人に問ふを要せず直に其書類に照し果て住籍相違なきや否を照會する例あるを以て十に八九は住籍たる旨回答し監獄は之に依て以て執行地ある者と決定し而て被監視者を引取るや否は敢て詮議に及ばざるものとす是故に一は別房者割合に多く一は比較的に少數なき實体を顯せり余等の所見によれば前者は密に過

就ては當局者も一定の方針を採り判然確實なる規則を設け速に發布あらんことを望む然らずんば終に監獄對の大半別房留置人に喰込れ遂に底止するところなきに至るやも未だ測り知るへからず況んや主刑満了者を純然たる獄舎に監禁する理由なきに於てをや且夫刑後の者を監禁する途を鎖さるる間は社會良民の義務たる感化院免因保護會乞巧浮浪人就産場勞役場等の所謂慈善的共進事業の振起得て期すへからざる事情ありとす典獄會同の機に於て宜しく論究するところありて可なり

●警察留置費用區分に就て

警察署附屬留置場は司法警察官の引致したるものを一時留置するの外令狀を發せられたる被告人も一時拘禁し又遞傳途中に係る囚人及被告人をも臨時拘留せしめ尙ほ拘留刑換刑輕禁等も執行することあるを以て費用の區分方甚だ惑はしく動もすれば監獄費と警察費の支途を取違へることありと聞く是等は警察監獄共に均しく地方税なりとせば府縣經濟大體の上より格別不都合なきか如しと雖も各部署經濟整理の點より論すれば固より精確明瞭ならしめざるべからざることを論を待たず左ればにや前年內務書記官より

詳細區別方通牒せられたることもあり然るに該通牒の所謂諸令狀に依り云々と云ふことを囚人護送手續第二條の場合に係る通傳途中臨時拘宿の者にも適用して其費用は監獄費に要求する向きありと聞く抑も留置場費なるものは警監兩費密着の關係を有するに付き之れか支途區分は省令又は少なくとも訓令を以て明かに規定せられ當局者をして經濟の區別を誤らせしめざるよういたしたきものなり

●新聞紙を利用しては如何

凡そ新聞紙なるものは社會の耳目にして善事も美學も之に依て以て知悉し惡醜否行も之に依て以て會了す今日若し新聞なくんば社會は何に依て譽善責惡の任務を盡すべく苟も世上の善惡を知て而て之を世に紹介せざれば余輩新聞屋を責むるに不親切の言を以てせざるへからず然るに世人新聞屋を忌嫌する蛇蝎の如く思念するもの多きは何ぞや余輩甚た其謂れあきに驚く況んや事實無根の記事は之を改むるに吝ならざること新聞屋に勝るものなきに於てれや否新聞屋は事實の有無に係はらず正誤を甘諾するにあらざるや抑も監獄の事即ち犯罪豫防事業は國家社會共同盡力効に因て好果を奏すべきものなりとせは須ら

く新聞紙を利用し之に依て廣く相談するに如かさるなり歐洲各國の新聞紙獄制の事最も熱心に掲出する蓋し之か爲めのみ然るに我が新聞は獄事の記事と云へは多くは當局者の醜行を流布するを以て得々たり茲に於て當局者新聞屋を嫌忌すること蛇蝎も管ならざる感念を懷くもの如し是豈新聞を活用する道ならん乎眞に監獄の進歩を企圖し改良の効果を擧げんとならば普く人民に獄事思想を喚起せよ而て其之を喚起する手段としては新聞紙に依て紹介せしめよ新聞屋を餘りに忌むは寧ろ新聞屋に忌まざる、起因たるを記憶せよ

●看守保護策は今少しく鞏固に

出來ざるか

看守の職務は巡查に優るとも劣るものにあらずとは識者風に認る所にして我が要路の當局者亦已知悉せり故を以て俸給恩賞待遇慰勞給助等一として巡查看守の間に逕庭差等を附することなく一令出つれば必ず均しく巡查看守何々令ど恰かも異名同体の如くなり居るは固より其所なりとす然るに退ひて其實体を觀るに國庫直屬に係るものを除く外地方の状況多くは巡查に厚く看守に薄き憾あり是れ其理由果

て何邊に存するや巡查は社會の安寧を保護し場合に依ては一命を犠牲に供する役目なれば社會人民たる者勿論輕視すべきものにあらざる厚遇して可なり而して看守は社會の最も危險物を驅て之を戒護する任務なるを以て常に一身を犠牲に供するにあらざれば如何を能く其任務を完了し得べきものならん乎且夫れ獄務は危險物を保管するのみにあらず惡徒を善化せしめて再び有用物ならしむる大任務を存するものたること論を俟たず然るにも拘はらず地方議員等の意向は俸給額旅費被服其他の手當等動もすれば巡查に厚く看守に冷淡の傾向あり甚たしきは府縣知事も豫算原案に差等を附し提出する向きありと聞く若し果て此の如き事實ならんには余輩唯呆然長大息の外なきのみ甲乙地方廳の異なる爲め府縣議會の決議額一轍に出でざるは遺憾かから止むなしとするも苟も一府縣内に在て巡查看守の俸給其他に厚薄あるは不可の最も不可なるものなり故に一府縣内に於ては必ず同一に出づるよふ更に勅令又は少くも省令を以て規せられたきものなり

●監獄課員の消息

浦監獄課長は去月下旬嚴父病氣重しとの報に接し郷

里和歌山縣に歸省せられ看護中なり
田井印南兩屬は庶務局員二人と共に本月初旬より三池集治監へ出張職務調査中なりと而して此の一行は別に特派を要するか如き事故生したる爲めにあらず集治監は主省直轄監なれば曩に北海道本分監及東京宮城兩集治監に於けるか如く會計庶務の庶務局員と獄事主務の警保局員を併せて出張せられたるものなるへしと云ふ
因に記す三池集治監は典獄以下熟練家敏腕者多くして九州各縣に冠たる聞え兼て高ければ諸事能く整理し大に見るべきものあらん

●兵庫縣豐岡監獄支署在監囚徒死亡者第三回追吊會之狀況

去一月卅日を以て追吊法會を舉行せらるる時恰も大寒に際し朔風凜烈骨髓に徹し剩さへ數日來積雪の爲め歩行に困難を感せしも斯日幸に朝來天晴れ日光映するに至れり先つ式場の概況を略記せんに靈前の裝飾錦繡綾羅最も盡せり午後零時卅分準備整頓するや看守は一齊に囚徒を引牽し式場に正座せしむ次に劉亮たる奏樂にて監獄書記獄醫及非番看守備吏は靈前左傍の席に客寺院は魚返教誨師の先導にて右傍の席に

着す横田支署長は雲前に進み總囚に對し追吊法會執行の趣旨を演達す總囚は慈悲の厚きに感し一場寂として人なきか如し終つ讀經ありて教誨師外に二三署員の吊文朗讀あり奏樂再ひ起り此間署長始參列署員の燒香終て惣囚惣代として有賞者に燒香せしむ次て四等巡教師鹿田正現師の懇篤なる教誨あり全囚は始終正座沈黙容を斂め襟を正し潸然涙を浮へ覺へず赫袖を沾し仰き觀者なき有様は何れも自然自省の念慮に基きたるか如し式全く終りを告げしは午後三時三十分なりし(吊文略す)

●山形縣典獄

大樂新造氏は今回山口縣郡長に轉任し其後任は目下其筋に於て撰定中なり抑も同氏か典獄としての治蹟如何は今更追究するの要なく亦去る者は之れを追はず希くは新任典獄に其人を得て得失相償ひ寧ろ多情なる腰掛典獄の地を拂ひたるを慶せんと欲す

雜 錄

●監獄の作業に就て

較的収益の寡少なるとに依りて日に益々衰へ之に反して受負業は最も便利にして且つ収益多きが爲めなるへしとは云へ實に治獄上歎すべき次第ならずや予は之を思ふ毎に亦監獄費國庫支辨の必要なるを感とて止まず

曠昔彼の奴隸制度なるものありて恰かも牛馬が人に飼はれて使役に供せらるゝ如く人体の賣買盛んに行はれ已に一旦他人の奴隸となりたる以上は牛馬同様に驅使せられて勞働に服するを以て所謂人は之を富の一つと見做したるの時代は既に逝けり今日文明の風潮は最早斯かる制度を容るゝの餘地を有せざるなり今や一私人をして監獄の作業を受負はしめ囚徒の勞力を擧げて受負人に貸貸するが如きは其弊速く奴隸制度と相擇ふなきを得んや終に全く道義上の觀察に背反し亦大に刑の法律的及國家的性質を滅却せしむるに至る然かも尙之によりて治獄の目的を達せんとするは信ことには是れ木に據りて魚を求むるの類のみ加之時としては吾人をして聞くも尙忌まはしき醜事を耳かしかるもの豈亦受負業の餘弊にあらずして何ぞや

定役即ち監獄の作業は之を道德刑罰及び經濟の三點より觀察するを要すとは一一般學者の唱道する所にし亦實務家の是認する所なり然り而して近世各國の法律が定役を以て自由刑と相離るべからざるの要具となし刑名の實質を判するの標識となすものは徒だに經濟上の理由に依るものに非ずして主として刑法上の觀察に基くものなり然るに我邦最近の風潮は未だ此道理を容れず動もすれば獨り經濟の點にのみ偏注し而かも經濟の二字を謬解し道義の本体に悖り刑罰の目的に反し囚人の作業に因りて徒らに収益をのみ企圖せんとするが如きは所謂論語を讀みて論語を知らざると一般唯一局部の經濟を知て社會の一般の經濟あるを知らざるものなり蓋し監獄作業の盛大と民間工業の損害とは常に相衝突するの有機あれはなり之れ畢竟作業の方法宜しきを得ざるに依るものなり

抑も監獄の作業は之を大別して官司及受負の二法あることは予輩亦之を贅せず只憂ふ到る所官司業は猶は借猫の如く作業場裡は殆んど受負業の爲めに蹂躪し去られんとし日に倍々猖獗を逞ふせんとするの傾向あり之れ全く官司業は作業熟練の獄吏に乏きと比する能はざるは抑何の妨ぐる所を予は今其如何なる事情の挟むあるやは之を斷言する能はずと雖も苟くも監獄は私人商社の列に非ずして其作業は亦國家的のものたることを知らば少くも其事情の幾分を排斥し得ん。今や四圍の光景は日に其急なるを告ぐ記應せよ當路者。木に據りて魚を求むるの到底不能なることを

●瘋癲者の刑事上に於ける責任(承前)

却說病理學上に於ける瘋癲の有様に通曉せずして(有意若くは無意に)獨り智識上に於ける瘋癲の種類のみを承認する所の彼等法律家は常に普通に適用せらるべき唯一の標準を發見するに汲々たり然り而して現時少くとも學理上に於て法廷を支配する處の所謂唯一の標準は専ら正邪の辨別必在りしや否と云ふに在り之を詳説すれば正邪の智識の有無に依るものとす勿論此標準を事實の上に適用するに際しては犯者が犯罪を行ふに當り撰擇の自由在りしや否を探究せざるへからざるは亦多辯を俟たずして知る可き而已

此問題に關し單に古來の確言を以て満足すべきにあ

らざるは現時世上に起らんとする一般の感情なる事を或る法律家の中に廣告せんことは寔に以て喜悅の至りと云ふ可し乍併假令余輩にして此學に出つるとするも之か爲めに或る法律家が彼等醫師の意見と異りたる説を盛んに主張するを得へき好機會に遭遇せるは又妙ならずや然り而して(今法律家の語句を假りて言へば)此等の醫家は單に破壊的の議論を吐露するに止まりて建設的の意見を陳述するものに非ず換言すれば永く尊崇せられたる正邪の辯別の標準を覆へす事を勉むるものに代用すへき明亮なる標準を呈出するものに非ず……彼等法律家の云ふ所に據れば前の標準の如く容易に適用せられ得へき標準法律家は事物を慮るの餘り左の如く主張するものなり

若し夫れ瘋癲醫の想像説を遵奉して此標準の撤去せらるゝものなりとせば法廷の依て以て事を決す可き標準を全然喪失するに至る可し加之社會の人は殺人若くは其他の罪を犯し其身の無罪ならんが爲めに癲狂者たるの假装をなすに至らん豈危險の極ならずやと余は以上の如き議論に對し大に躊躇する所なくんばあらず乍併余は古昔の學説たる正邪辯別に對し狼

りに固着する事は最も不當かりと信するが故に大に有力なる攻撃を加ふる所あらんとす然り而して余は將に歴史上より此事たる彼の有形學進歩の前に法律家の降参を表したる最後のものたるに過ぎざる旨を發表するあらんとす寔に彼等法律家が恰かも定則たるか如く尊崇する所の此標準は彼の變遷移動常なき確言中の一たるに過ぎず蓋し此等の誤謬の後來一定せらるへき確言たる早晩一層合理的にして且つ科學的なる根據の上に建設せらるへき他の確言の下に降服すへきは亦疑を客るへきに非ざるなり

癲狂問題に關する法律家の持説なるものは複雑なる事實より綜合せられて了解し易き抽象的の法式に縮少せられたる時代に於ける醫術的智識の反射たるに過ぎざるなり更に嚴格に言明すれば前時代に於ける醫術的智識の有様の反射なりと云ふに在り蓋し此説たる屢々之を拋棄すへく強ひらるゝに拘はらず今時に至る迄總かに科學の進歩の後を追及しつゝ堅く隨伴し來りたるものなり

醫學の他の諸科に於けると均しく癲癲科に在りても彼の希臘人及羅馬人は第十七世紀の半期後に到り科學力一般に退歩せし迄は中世紀の間歐羅巴諸國の人

馬よりは一醫者、教練せられたるものなり疑もなくヒボクラーテーズ氏は癲癲を以て腦病なりと主張したり又たグリーン(ヒボクラーテーズ并にグリーンは羅馬の醫師)及びアレテアス氏も然か主張したりき而して博士チユーク氏がヨールクに於てリトリート(案するに病院の名稱ならん)を開きたる一千七百九十二年に於て全氏に依て發明せられたる癲癲論上の改革は今を去ること七百年以前に在りて早くもセリアス、ヨーリアアナス氏に依て觀破せられたる所なりとす今を去る廿餘年前に於て或る英吉利國の高等裁判所の判事は左の如き申渡を爲せし事あり其言に曰く此問題に關する醫術上の意見と學説とは癲癲を疾病として考ふるか如き陳腐なる主義上幾多の進歩をなしたり云々と果して疾病に非すとせば其は何物たるやを彼れ判事は説明せざりしと雖も兎に角疾病に非ざる由を認定せられたるは毫末も疑を容るへきに非ず

(以下次號)

新設し以て司獄官か外面的の威嚴を保持せんとするの議は從來當局者間に傳説する所にして近來に至り漸く其實を見るの氣運に到達せるもの如し、我輩は監獄改良上に於て大に之を喜ぶと同時に又一方に憂ふるの點あるなり、何をか一方の憂ひと云ふ曰書記に服制なきの一事之なり

抑も物格的改良の一として司獄官の服制を改良するは主として職務必然の結果として相當の威嚴を保持するの要あるに因る、看守長看守の威嚴は縱令現時の服制に於て欲くる所あるも之を其服制なき典獄の威嚴に比すれば囚徒統御上微妙の點に於て其保持に容易なる事情あるは事實に於て疑を容るへからず、典獄の服制を新設するの趣旨蓋し上述の事情に因らすんはあるへからず、典獄の服制にして既に然らんか司獄官の一たる書記も亦右等の理由により服制の必要なるは當然の事体なりと謂はざるへからず、書記に服制は不必要なりとの論者は概ね下の如き理由を以て説明せらるへし(一)書記は看守長典獄等と異り全く事務專擅の職務なれば威嚴を保持すると云ふ如き大層なる名辭の下に服制を設くるの要なし(二)假令或場合に於ては服制の必要ありとするも官

●司獄官の服制に就て

平田嘉兵衛

看守長看守の服制を改正すると同時に典獄の服制を

制上に於て服制を設くるの精神は之を認めず、乃ち一は實質上より其必要なきを説明し一は法文の形式上より之を設くるの不可なるを主張せり、然れども我輩は此の點に於て論者と見解を異にするを以て聊か左に其の理由を開陳して服制の必要なるを明かにせんとす

非服制論者は書記は全く事務專擅の職務なるを以て其必要なしと謂ふと雖ども斯る單純なる見解は未だ以て其不必要の證據を確むるに足らず、惟ふに論者は舊制時代（我輩は司獄官練習所設置以前を假りに舊制時代と名け其以降を改良時代と稱す）の司獄官特に書記と改良時代の書記との職務上に於て實質上頗る軒輊あるを忘却したるの謬論なり、蓋しバ氏の一たび司獄官練習所に教官と爲りて以來我獄制上に幾多の改良を興へし中にも其最も著しきは身分帳の設備なり、而して身分帳は個人的關係を省察するの要具たるを以て之を調整するに方り其身分を詳悉する爲め彼等に親接するは書記の職務中尤も重きを置かざるへからざるの要務にして單に机に憑り庶務計算のみに従事するを以て能事畢れりとする舊制時代とは大に其の趣を異にせり、斯る場合に際し何を書

記に服制の必要なしと云はむや、況んや恩典授賞の際式場に列席するの要あるのみならず個人的遇囚の趣旨は獨り右に止まらずして或時は彼等を訪問して心性の改良を促し或時は作業を奨励して生活の觀念を惹起せしむる等彼等に親接するの機會頻繁なるに於てをや、論者にして一たび右等の沿革的職務の存在を知らば書記に服制の必要なる疑問は釋然として了解するに難からじ

官制上に於て書記に服制を認めざるの論旨は或は其精神に適へるやも知るへからずと雖も實質上に於て服制の必要を認めたる以上は官制を改正して可なり聞く獨逸に於ては司獄官は凡て服制ありと果して然らば我獄制は獨逸主義を注入したりと云ふにも拘はらず肝要なる服制を採用せざりしは一の缺點なりと謂はざるを得ず、今や看守長看守の服制を改正すると同時に典獄の服制をも新設せられんとするの議ありと聞く願くは一步を進めて書記にも同しく服制の新設あらんこと斯道の爲め希望の至りに堪へざるなり

問 答

● 應答

○前號第一項 漢 洲

四人の食費償否を調査するに免役日を控除するは當か否かと無論控除せざるを可とす食費は一ヶ月中食消せし總費額なり何ぞ免役日の分を除く理あらんや世間或は免役日は控除するの至當なるを説きて曰く給與錢を以て食物購求を許すは一の恩典奨勵法なり然るに免役日は自己の勝手に免役せしにあらず官規を以て免役せられしものなれば役に就かんと欲して能はず從て給與錢を支給せられざるにも不拘其免役日の食費を加算せば食費は嵩み給與錢は得られず是に於て食物購求を得さらしめ其恩典を薄らぐに至ると噫何ぞ無謀の見ならずや食費は役業の就否に關せず現實喫食せし實費たらざるへからず何を食物を購求させんが爲め殊更免役日の食費を控除するの愚をなすあらんや

○同上 金 華 山 人

免役日には頭夫、掃除夫、看病夫等を除き一般に休役せしむるものは控除すべきものと思考す

○同上 南越北の莊 赧 顏 生

夫れ四人の食費償否を調査するに免役日を控除するは最も至當なりと余は斷言せん何となれば凡そ免役なるものは服役を免するものなれば工錢を收獲し能はざるは勿論なり故に得獲せざる工錢を以て其日の食費を償はしむるは其當を得ざる歟と思考す抑も囚人の工錢は一日若干と定むへしとは施行細則第五十二條に明記する處にして從ふて食費の調査も一日若干と定めざるを得ず果して然らば此工錢を得ざる免役當日をも食費を要する以て一ヶ月の工錢を通計し而て食費償否を調査するは不當なりと謂ざるを得ず以上の論究を試むれば世の論者或は謂はん免役日は營に役を免するまでにして必ず食費を要せざる乎の反駁を免かれざるも之則ち極端に走りたる説にして免日祭日は當然服役を免したるものなれば豈に食費を徴する理あらんや余は飽まで免役日を控除するものと斷言せん問者以て如何となす

○同上 東 洋 逸 史

余は四人食費の償否を調査するに免役日を控除する

の正當なるを信す何んとなればそも囚人に對する免役なるものは元と恩惠の主義に出づるものにして彼の懲罰疾病等により休役するものと同一般視すべきものにあらす故に苟くも恩惠の主義をして其實効を期せしめんか須臾く其免役日を控除し食費の償否を調査し償食費より得るところの利益を收得せしめざるべからず是れ余が免役日を控除し以て調査するを正當なりとする所以なり

○同上 横須賀 慥 慨 生

免役日を扣除するの限りにあらず其理由は監獄則に明文あるが如く大祭日に國民一般が祝意を表するの大禮に基づき彼等作業に服するの勞役を免せらるゝと云ふに止り彼等が服役せし一ヶ月通計したる工錢を以て食費を償ふことは抑も法の命する處彼等當然の義務にして此當然の義務をも免役日なりとして是を免せんとするは所謂宋襄の仁と云ふへきか見よ荒涼たる村落民に菜色あり矮陋なる鬪巷餓孍あるを免かれす地方税は此人民の膏血此膏血に衣食する囚人にして大祭日に免役の恩遇を與ふるたに下等細民の生活に比し果して權衡を得るか大祭日の如きは極めて細民と雖も各稼業を休み若干の金錢を費し之を祝

するは滿期の翌日午前十時を過く可らずと規定されたる所以ならん夫れ然り行刑の執行官たる典獄に於て行刑の要件たる定役を法則外に休役せしむるの權能なきや明らかにして又一點の疑を容るゝなきなり

○同上 東洋逸史

余不敏にして未だ獨逸監獄の事を知らずと雖も本問の場合に於て果して典獄の權能を以て休役せしむるを得るや如何と云ふに余は典獄の權能を以て休役せしむるの不可なる事を信す何んとなれば如何に典獄の權能なりと雖も苟くも法律規則を無視し行動する事を得るものにあらず亦假令法律規則に於て特に明示するべき事柄なりと雖も其權能の及ぶ處自ら限域勿るべからず夫れ若しも權能なり乃公敢て闕せんと濫りに其行動の區域を擴充せんか遂に刑罰執行上一大弊害の醸成するなきを保すべからず故に漠然たる權能より生ずる處の動作は努めて其限域を縮少し靈妙なる作用を爲すの覺悟なかるべからず而して余常に信す典獄の權能とは嚴正に刑罰を執行する上に於て法規の不備欠點を補ふの動作なりと故に刑罰をして尤も嚴正に尤も摯實に執行する場合に當り法規の不備欠點は以て之れが執行を妨ぐるとか或は其實効

するは國民一般の義務とする處然るに囚徒等は此日に當り空手衣食し終日の勞役を免せられたる上に其食費を償ふの義務をも免せらるゝの理なければなり

○前號第二項 横須賀 慥 慨 生

抑も犯罪者たるもの概ね無業無頼の惡漢なり惰夫あり故に其在獄の日に相當の職業を與て知る者は之に慣れしめ知らざる者は之を學はしめ以て異日社會に出るの時に當りて安して職業に従事し自活の道を立てしむるは之定役の目的となす然るに此貴重なる服役時をして徒らに取調の都合若くは放免后考慮云々の名を冠し三日乃至五日の休役をなさしむるは定役其者の目的に反するのみならず地方經濟の上に於ても大に利害を生ずる問題につき當局者たる者は尤留意すべき條件とす獨逸法の如何は姑く措き我國の法規に依は抑も定役囚の就役は刑罰執行の一大要素たることは刑法の示す處たれば行刑は必めて嚴肅に嚴正に之が執行の式をなさるゝべからず故に就當日に當りては當局者は可成諸般の手續を敏速にして一分時も速に彼等を服役せしめされは刑の執行の式を了したりと云を得す蓋し放免當日の如きは諸般の手續も有へければ既に監獄則第十條に滿期の者を釋放

を期し難しと認むるの場合に於て始めて其權能で靈妙なる作用に因り法規の不備欠點を補ひ刑罰の目的を達するにありと言わざるべからず故に刑事被告人にして裁判確定せんか定役に服すべきものは瞬間の猶豫を與へず一定の役に就かしめ以て刑罰の嚴峻を知らしめざるべからず又放免前に於けるも然り骨体的休役を與ふるが如き方法は絕對的に之れを排除せしめざるべからず

○同上 Y. H. 生

本問は現行監獄則の枯死せざる限りは如何なる名義を以てするも休役せしむべき者に非らざるへし其理由たる我監獄則上未だ之等の明文を見ざるか故なり而て典獄は即ち之れ規則を實行する處の執行官にして規則を制定する處の立法官にあらず故に規則を運用するの妙は典獄の權能たりと雖も之か範圍を脱して執行するあらんか即ち越權の行爲たらざるべからず

するのの上に於ては何の憚る所かあらん併共有の乙者たるもの徒に損害を受くるの理由なきを以て乙者は宜しく甲者に向つて損害賠償を求むべし之れ損害あれば必ず賠償を求むるを得べき事は理の將に然るへき事なればなり

○同上 淵月庵主人

本問に付ては種々の議論ありと雖ども余は左の如く断定せんとす

斷定

犯罪の用に供したる物件にして若し他人と共有のものなる時は之を沒收するを得ず

理由

抑も本問の如き犯罪の用に供したる物件にして他人と共有せるものなるときは犯人其物上に所有權を有するにあらすして唯だ單に收共有權を有するに過す而して此二者間當然たる區別の存在するは既成民法及び新民法草案に因ても亦た明かなり故に法律に於て沒收し得可き物件たる必ずや犯人に於て全然所有權を有する所のものならざる可らず蓋し此沒收も亦た一の刑なるを以て必ず法律に明定しある場合にあらざれば之を言渡すことを得ず然るに第四十四條に

(ロ) 重罪又は禁錮の刑に該るべき輕罪の現行犯の場合には司法警察官及び巡查憲兵卒は勿論通常人と雖も令狀、命令なくして直に之を逮捕することを得然れども非現行犯に在ては令狀若しくは命令なくして逮捕することを得ず

(ハ) 非現行犯の場合には檢事の請求あるにあらざれば豫審判事は豫審手續を爲すことを得ず必ず檢事の起訴を待たざる可らず然れども現行犯の重罪にして急速を要するものは檢事の起訴を待たず其旨檢事に通知して犯所に臨檢し總ての處分をなすことを得

(ニ) 非現行犯の豫審處分は豫審判事の専任なれども現行犯にして急速を要するときは檢事は豫審判事に其旨を告げ豫審判事を待たず直に犯所に臨檢し罰金及び費用賠償を言渡すの外は總ての豫審處分を爲すことを得且つ司法警察官も亦た拘留狀を發する外假りに同一の處分をなす事を得然れども非現行犯の場合には是等の權利なし

(ホ) 非現行犯者にして高等官、華族、若しくは位記を有するもの又は帶動者なるときは檢事は上奏後にあらざれば何等の處分を爲すことを得ずと雖

於て單に犯人の所有に係りたる時にあらざれば之を沒收することを得ずとありて犯人の所有若しくは共有に係りたる時とあらざるなり加之法律か如此沒收し得べき物件は犯人の所有せる時に限るとなしたるは要するに刑は一身に止まるべしとの大原則に基きたるに外ならず故に此共有に係る物をも沒收することを得とせむか是れ犯人以外の共有者に苦痛を與ふることとなり彼の純然たる他人の所有物を沒收すると同一の害惡を生ずるに至るへければなり故に犯罪の用に供したる物件にして共有物なる時は之を沒收することを不得ざるなり

以上論する所は不分割の共有物に關する場合なるに其共有物にして苟くも分割せられ得る性質のものなる時は之を分割し犯人の所有に屬する部分は之を沒收し他人に屬すべき部分は之を還付するは敢て妨げなしと思考す

○前號第六項 淵月庵主人

法律の現行犯と非現行犯とを區別したる必要多々あれども今是れか主要なるもの左に舉示せむ

(イ) 現行犯にあらざれば法律上罪とならざるものあり、賭博罪の如き

も現行犯の場合には處分をなしたる後ち上奏することを得

○前號第六項 赧 顔 生

此等の必要よりして兩者區別をなしたるに外ならず夫れ現行犯と非現行犯と區別せしは治罪上必要あつて設けたるに外ならん凡そ人を逮捕監禁するは法律にあらざれば爲し得べからざるは憲法の明記する處なり故に現行に非ずして犯罪あるも之を逮捕監禁するは必ず當該判事の令狀を要せざれば執行し能はざるは多言を要せずして明なり當に之が治罪上必要とするは左の利する處あるに過ぎんや

現行犯の場合に令狀を待たず逮捕を爲し得るは犯罪捜査の費用を省き人をして無辜に罰するの憂なし罪證湮滅するの恐なし

非現行犯の場合には人民の自由及び權利を重じたる故に斯く規定したるものならん乎

○同上 澁 洲

現行犯と非現行犯を區別する必要左の如し現行犯なる時は

一刑事訴訟法第五十八條六十條により當該官吏は勿論何人と雖も令狀なく直ちに被告人を逮捕する事

を得る必要あり
 全法第四百十二條、四百十三條により豫審判事は檢事の請求なく豫審に取掛る事を得べく及檢事の起訴なしと雖共公訴を受理したるものとすとの必要あり

一 全法第四百四十四條、四百四十六條により檢事は豫審に屬する處分をなす事を得るの必要あり
 一 全法第四百四十七條により司法警察官は豫審に屬する處分の處分をなすことを得るの必要あり
 現行犯なる時は以上の處分をなすの必要あり然るに非現行犯なる時は是れか處分をなす事を得ず

○前號第七項 報 顔 生

本問は詐欺取財を以て擬せんとす何となれば甲者乙者の名義を偽りたるは則ち丙者より金員を騙取せんとするの一段にして取も直さず事實を欺罔したるものなれば余は聊か他に疑べき點なく詐欺取財を以て論せん問者反駁の勞を取れ

○同上 漢 洲

詐欺取財に次て論すべし

○同上 廢 眠 主人

本問を斷定する左の如し

謂はざる可らず然るに此罪の刑を（一年以上一年以下）の重禁錮に二圓以上二十圓以下の罰金）彼の詐僞取財罪の刑に比較するときは遙か輕きを以て其重き詐欺取財罪を犯せるものと決せざる可らず

○前號第八項

在 橫 濱 阿 房 究

主人は從犯の教唆者、教唆者の教唆者は如何に之れを處分する乎と云ふにあり因て阿房は左に答案を試本問題は刑法第百五條を以て處分する者と斷定す

理由

教唆者の教唆者を罰する理由は教唆者の教唆者は何れの時に其罪構成するやと云ふに第二の教唆者が實行者に罪を教唆する時に非ずして其教唆の行れて實行ありたる時かり故に二人の教唆は同時に其罪成立するを見るべし反對論者は曰ん教唆者の教唆者は現實なる犯罪を行はしめたるにあらざるを以て之を罰するを得ざる者と之れ一を知て其二を知らざる者なり第一道理上より見るも之を罰するを得べし如何となれば第一の教唆者は實に犯罪の創造者なり此者なければ第二の教唆者なく隨て實行者も之れなきなり是れ道理上此教唆者を罰する所以なり刑法第百五條

甲者は金圓騙取罪を犯せる者として重禁錮二
 月以上四年以下罰金四圓以上四十圓以下の範
 圍内に於て論せざる可らず

理由

刑法第三百九十條第二項に於て「因て官私の文書を偽造し又は増減變換したるものは偽造の各本條に照し重きに從て處斷す」とあるか故に先づ本問を決するには彼の電報なるものは刑法第二百十條第一項の所謂證書なるか將又同條第二項の所謂其餘の私書なるかを論究し以て騙取、偽造の二罪中何れの重きに屬するかを辨せざる可らず

元來甲者の作製せる電報は丙者をして乙者に金圓を送らしめむか爲めになせるものなれば素より權利義務に關係せる書面たるや疑なし然れども亦た權利義務を證明する證書にあらざることを明なり蓋し證書なるものは後日の證據と爲すか爲めに作製したる書面を謂ふ然るに彼の電報なるものは後日其權利義務を證明する證據の爲めに作りたる文書にあらざればなり故に甲者か電報を偽造したる所爲は第二百十條第一項の罪に該當し得可らざるものにして全條第二項の所謂其餘の私書を偽造したる罪に該當するものと

即ち「人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるは之を正犯とす」とあり然らば教唆なる者は一の犯罪行爲なり故に第一の教唆者も人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者と云ふて不可なきなり豈其罪構成せざるの道理あらんや然れども第二の教唆者が實行者に教唆して其所爲を實行せざる間は教唆の罪未だ成就せず故に第一の教唆も正犯者が其所爲を實行して始めて其罪成立する者なり

又從犯人の教唆者は往々正犯人なるを通例とす故に本問題は實際上左程利益なし然れども亦利益ある場合あり即ち從犯人は正犯人に依頼せられたるに非ずして他の教唆者より其決意を與へらるゝとなしとせず此場合に其教唆者を罰すべきは猶教唆者の教唆者を罰すると同一かりと考ふ問者満足するや否

○同上

漢 洲

教唆者の教唆者は第二の教唆者をして教唆をなすの決心をなさしむる教唆をなしたるものなれば正犯として論すべきものならん

○前號第九項

漢 洲

扣訴裁判所に於て附帶の犯罪を發見したる時は本案の事件と共に判決を爲すべきものならん其豫審等を

要する場合は刑事訴訟法第百八十四條但書により本案の辯論を停止し豫審を遂行の上共に裁判をなすべきものならん

○前號第十項 同上

問題の如き事實なりせば逸史御見解の如く恐喝取財を以て論ずる方適當ならん

○同上

問題の要旨とする所は山間僻隅の或る民家へ悪好二人來り屋外より家人を恐迫して金員を騙取せり云々と而して出題者其人即ち逸史君自らの高見をも併論せらるゝに本問の場合強盜にあらず恐喝取財犯なりと認めて動かさること恰も富士山の如くなりど如何にも(富士山の如く其鼻高し「ラット」間違)御尤も千萬君の述べらるゝ所寸毫も疑の其間に存するなく至極適法の判断と確信す元來恐喝の要素は間接に畏懼恐怖の念を其相對する人即ち被害者に起さしめて彼れより我が陷阱中に没落せしむるものなり(問題中被脅迫者が自ら進て悪好に金員を投與せし點を摘指す)然れども強盜罪の成立條件には暴行脅迫の手段を以て短刀直入自ら危害を加へんとする行爲あるを要す故に二者の間に存する差異一は強取なるも一

は騙取なり之を要するに刑法明文上此文字を使ひたる點により玩味せば立法者の意又此に在りて存することを知るに難からず流石の博識多才法理に精通せらるゝ逸史君然かも昔日の司法警察官としての御手際(御自身の吹聴により知得す)には余の賞賛して措かざる所我獄裡海には最も得易からざる良司獄官と信じ余の敬服するのみか尙ほ且つ將來續々達筆を揮はるゝに於ては雜誌面一層の光彩を放ち從て治獄の上にて一大裨益を興へらるゝは余の暇々を用す炳乎として恰も明鏡を以て己れの髒部を見か如し上來開陳したる理由なれば徹頭徹尾出題者贊同の意を表し併せて大方諸君の叱正を仰く

○同上 廢眠主人

逸史は前號に於て山鳥尾的の長々敷き問題を提出せられたり然れども要するに戸外より旅金を借さしれは害を加むと強迫し金若干圓を取りたりとの事實に過ぎざるなり
余は此問題に付ては發題者と同一の意見にして恐喝取財罪を以て處斷せざる可らざるものと思考す而して本問題を決するには強盜罪及び恐喝取財罪の區別を明にすれば其歸着する處を知り得べし

元來恐喝取財罪なるものは未來の或る事實若くは意見を述べ人をして恐怖の念を懷かしめ以て財物等を騙取したるを謂ひ(暴行は必要とせず)強盜罪とは暴行又は強迫をなして其財物を強取したるものを謂ふ故に此兩者間其手段に於て大に差異あり則ち前者恐喝は騙取をなす手段にして後者暴行若くは強迫は強取をなすの手段たり故に本問の如き金圓を騙取せむか爲め旅費なく困難せるを以て路金を貸與せよと詐稱し若し貸さざれば害を加へむとのことを述べ其家人をして恐怖の念を懷かしめ遂に金圓を騙取したるかもなるを以て此所爲は恐喝取罪に該當すべきものと信す

○前號第十一項

報 顏 生

本問の要旨を按するに甲囚ありて乙囚を毆打創傷せし場合に乙囚の告訴を俟たず官署之を告發する至當とするか將た被害者たる乙囚の告訴を當然とするか云々抑も本問は敢て疑義を生ずるまでとなり一目瞭然たらん乎と思慮す何となれば如何に紀律嚴正ならざる監獄と雖も稍々治獄改良の聲日一日に耳にする時機に該り争でか囚人口論の末へ毆打創傷せし

を目撃せざる戒護吏も之あらず否な之あらざるのみならず囚人たるものは身は檢束の下に動作し瞬間も看守者たるものも視線を離れざるものなれば官吏職務執行の場合に於て現行犯を認めたるの事實なり果して然らば殊更被害者の告訴を俟たず告發の手續するは刑事訴訟法第五十二條第一項の明文にして敢て疑ふに足らんや

○同上 東洋逸史

余は囚人にして甲者乙者を毆打し創傷せしめたる場合には先以て被害者たる乙者の意思を確め以て先發するの正當なるを信す故に被害者たる乙者にして毆打創傷するも強て告訴の意思勿らんか官署は被害者乙者の意思に反し告發するの必要なきものとす乍併監獄の紀律を保持するの必要的處分は事自ら問題外に屬するも被害者の意思如何に因て其處分に寛嚴の差あるべからず而して彼の司法當然の職務より論定する時は苟くも親告罪にあらざる限りは敢て被害者の意思如何を問ふなく直に告發するの正當なるが如しと雖も余の意見を以てせば凡そ監獄内の犯罪に就て當局者たるもの宜しく犯罪の事實を考査し進んで司法處分を求むるよりは行刑法の下に彼れが犯行を

矯正し監獄の威厳を保持することに勉むべきは是亦治獄の一要訣たるなきか

○同上 金華山人

乙者の告訴を俟たず典獄は之を告發すべきものと思考す

○前號第十二項 報 顏 生

前項の場合に於ては被害者乙因損害賠償を起訴し得べきものとすれば標準如何と夫れ被害結果損害を生ずるは普通一般のものなれども都て私訴權は多く一の財産(名譽回復の場合あれども)に屬するものにして囚人たるものは刑罰執行者の位置に立ち殊に創傷罪の如き賠償は勞働者にありては疾病休業に至りたる時日に得る處の賃金或は醫診藥價等に過さんや果して然らば本問の被害者は前説明の如き囚人なれば自己に差たる損害を被むらざるものにして之を起訴するに其の損害の要點なく之が損害を受くるの則ち社會にして民事原告人の責を負ふは當該官署にして所謂子に對する罪に依り父母被害者となるの説と全一ならん乎質疑者明論あらば各々反省あれ

○同上 金華山人

傷の輕重により種々あるへしと雖も現役一百日を經

たる者の爲めに休業せば給與工錢に損害を被り又癩篤疾に至らば終身被る處の損害大いなり何れも要償の標準ならんと思考す

○前號第十三項 東洋逸史

余は十六歳未滿の幼年囚及懲治人の減食處罰なるものも彼の十六歳以上の囚人と同じく單に食糧の度を減するに止らず奪棄の處置に出るを以て尤も懲罰を有効ならしむるの良方法なりと信ず乍併我現行監獄則第四十三條を正解するときは少しく穩當ならざるの感ある而已ならず寧ろ立法者の精神は十六歳未滿の幼年囚懲治人の減食懲罰は單に食糧の度を減するを以て懲戒の効あるものと認められたるものゝ如し故に余の如き奪棄説を主張するものは或は現行監獄則の精神には戻るなきの嫌なきにあらざると雖も苟くも減食懲罰をして有効ならんことを欲せんか須臾く奪棄の處置に出るの良手段たる事は少しく獄事に心あるものゝ信認する處なるべし要するに監獄則第四十三條の如きは所謂法の不備欠典として見るを得べき事項の一たらざるなきを得んや故に此場合の如きは宜しく典獄の權能を以て法の不備欠點を補ひ懲罰をして勉めて有効ならしめざるべからず已に余は天

外生に答ふるが如く典獄の權能たるや其作用の及ばす處自ら限域の存するありと雖も苟くも刑罰執行上利益あるの點に向つては法規の不備欠典を陳ふの力ある活動を爲すを爲べきものなるを以て本問の如き法の不備欠典より生ずる減食處罰の方法は宜しく典獄の權能により奪棄の處置に出でん事は獄務上今日の急務なるを以て可及的全國續々的に奪棄の處置に出で彼の犯罪の卵子たる幼年囚懲治人の減食處罰を有効ならしめん事を望むや切なり世の獄務家たるもの徒に正文を墨守せんか曷ぞ愧儡書を荷ふと一般なるなきを得んや

以上述ふるが如く法の不備欠典を補ひ其實効を期せん事は典獄の權能より生ずる當然の作用にして敢て法律規則を無視したるの行動には之れあらざるものと信す

○同上 Y H 生

妄想を以て法律規則を解する者は即ち之れ解釋法を誤れるの人にして法律規則の精神を探究する能はざる者なり問者の問ふか如く監獄則第四十三條には如何にも鹽湯二品の外菜を與へすとの明文を飲けり否設けざるなり之を立法者が之等初期の幼年囚及懲治

人の如き身体精神共に最も不完の者に對しては第四十二條に於て定むるか如き峻嚴なる科罰を執行せざるも之か良好の効果を收むるに充分なりと考量し特に削除したる者なり然らざれば何と同一の者をして兩條に明示するの要あらんや故に余は之れ法文の飲漏に非らざる者なることを信するものなり

○同上 金華山人

十六年未滿の幼者は菜を與ふる勿論ならんと思考す

●質疑 不 屈 生

○第十四項

爰に明治廿九年三月一日重禁錮三月の言渡を受けたるものあり其裁判確定せしに付全言渡の日より起算刑の執行中本囚は曩に某監獄署に於て仮出獄を許され目下特別監視執行中のものなること發覺せしにより相當手續の上全月十一日仮出獄停止の申渡を爲したり依て前刑(仮出獄に對する刑)の殘期を執行することとなる此場合に於て重禁錮刑の執行方に付き左の二説あり

第一説 既に執行済の重禁錮十日(即ち三月一日より仮出獄停止の申渡を受けたる前日即

ち三月十日迄の日數)を扣除して残り二月廿日の重禁錮を前刑満期の後續で執行すること

第二説 既に執行済の重禁錮十日は之れを前刑の殘期を執行したるものと見做し前刑満期の後は全く重禁錮三月を執行すること

右兩説孰れが正鵠を得たるものに候哉小生は無論第一説に左袒するものにして第二説の如き既に執行済の重禁錮刑を前刑の執行と見做す扱は甚だ當を失する儀と存し候得共暫らく諸君の高見を相伺ひ多數に決する考に候間別段理由を附するに及ばず只だ兩説の可否のみにて宜敷候間續々本誌の次號に御回答相願はし度希望候也

○第十五項

南越北の莊 報 顏 生

囚人處對中(暗室は例外)入浴定日に相當せしときは沐浴を許して可なるや否や

○第十六項

同 生

徒刑の婦女は島地に發遣せざるは刑法第十八條に明文あり若し婦女の國事犯ありと仮定し流刑に處せられたる者あるときは島地に發遣せざるを得ず今は轉

逃走せんとするを覺知せり然れども囚徒軀幹長大にして看守其當るへからざるを知り袖手敢て止めず囚徒遂に逃走せり看守の處分如何

○第二十一項

同

在監人差入物の中端書郵便を廢止するは可なりや否や

○第二十二項

同

相隣接せる二縣に於て一縣は之れを十二日の拘留に處するも他は之れを五十錢の科料に處するに過ぎざる或る繼續犯あり而るに甲なる者あり其一縣に於て之れを犯し始め他縣に轉する後漸く之を止めたりとするときは此甲者は如何に之を處置して可なるや

監獄彙報

●監獄署内の天然痘

本縣監獄署内に於ける天然痘患者の状況は前號に於て報道する所ありしが今又實際の状況を記さんに初發は一月三十一日にして爾來本痘假痘水痘を合し一昨々日迄九名の患者を見に至れり其内全治者は二名にして殘る七名は隔離室に收容し日下治療を施しつつあるとならるが昨今の規模を以て見るに傳染放散の劇烈と云ふ程にあらざる又同監獄員及び在監者(天然痘患者者種痘済者を問はず)都合千二百七十四名(内職員九十九名)に對しては客月廿七日までに悉皆種

じて徒刑の婦女は特に地方監獄にて刑を執行するの法の精神より思考するときは流刑婦女に限り島地に發遣するは其の意を得ず曾た流刑の二字に泥仕して發遣するや否や

○第十七項

同 生

仮出獄中重罪輕罪を犯したるときは出獄を停止するは施行細則第廿七條に明文あり若し仮出獄中無意犯者ありたるときは(失火罪の如きもの)矢張本文に據りて停止すへきや世の識者如何とす

○第十八項

阿 房 究

法律上無定役囚にして志願服役したる場合は之れが督屬の上定役囚と區別するや如何

○第十九項

同

茲に重禁錮の處刑を受けたる按摩を業とする盲人あり典獄は監獄則全施行細則第四十二條の規定に則り醫師をして其身体を診視せしむるに頗る強壯なりと云ふ典獄は就役簿に其就役すへき業名を指定するに際し今第四十三條の規定を見る甚た不適當の者の如し斯く場合には他に善良の法方ありや否や

○第二十項

同

囚徒を護送する看守あり其囚徒頗る異狀あり將さに

痘を施し新入監者に其都度痘種を交接せしつゝある爲今後變態痘の憂なるべしと(東北日報)

●監獄

千葉縣に於ては監獄改築方法取調委員なるものを設け書記官參事官病院長典獄技師以下數名を以て之に任ず(茨城日報)

●放免囚徒保護場の擴張

世間無類の徒は殆んど獄舎を以て自宅と心得て年未滿の若者にして法網に觸れ獄者に出入する者の中には十二犯の多きに至るもの枚舉に遑あらざる程なり畢克斯の惡漢は世上に於て信用を失ふと同時に頼るべきの職業なきより又々犯罪を爲すに至る者其數少からざるに依り朝野の有識者中には夙に此邊に目を注し大に之が救済に従事する者尠からず中にも放免囚保護場の如き全國に十餘箇所多きに達するも未だ充分の効果を奏せざるを遺憾とし目下内務省警保局の人々は同事業の擴張に付き大に計畫中なりと云ふ(自由新聞)

●犯罪人の減少

内務省の調査に依れば我國に於ける諸種の犯罪者は年毎に減少の傾向を顯出せり即ち其結果は左の如し

全 國 囚 人 數	八万千〇〇七人
二十七年十二月現在	七万七千五百七十六人
二十八年十二月現在	三千四百三十一人
比較(減少)	(東京新聞)

●囚人遷善と婚姻の關係

大坂監獄署に於ける昨年中の出監囚人八千二百十三人に對する未婚者は四千八百四十三人なり其中遷善悔悟する者は未婚者より既婚者

に多く無妻子者より現在妻子女ある者に多しと妻子の愛情は斯くまで大なる關係を有するべしとすれば持つべき者は妻子なりけり(紀伊毎日新聞)

●驚くべき斬髮器の發明

地獄何牙利セゲン府の監獄に目下就役中のフアルカスと云へる囚徒あり至つて小利巧の人物にて元は大工には非ざりしも何所で見覺わて差物の術に妙を得たる所より典獄は特別に彼を獄内の製造場へ廻し富人も満足して致々と努め居りしが同人は細工の爲め諸種の器械を取り扱ふ間に不圖木削り洋機の組立よりして最も新奇なる斬髮道具の仕掛を考へ出し其趣き場長を経て典獄に上申せしより典獄は早速材料を供給して其器械を製造せしめ仕上げの上果なして實地に之を試験せしめしにフアルカスは之を使用して一時間囚徒百五十人即ち廿五秒間毎に一人の頭髪を立派に刈り畢せて見物の目を驚がしたりと云ふ(東京新聞)

●死刑執行の絞繩斷絶

買母店殺の大罪を犯し死刑の宣告を受けたる中頭城郡犀宮村大字津湯の平原嘉彦次(四十八)に對する死刑は豫訊の如く去る十日を以て新潟監獄署内に於て執行せり當日は檢事、典獄裁判所書記、監獄警等式の如く臨檢し、典獄の告示、教誨師の教誨ありて愈よ罪人嘉彦次を絞首臺に上らしめ執行半に至るや刑具不完全なりしため絞繩斷絶し犯人嘉彦次は半死半生の体にて墜落せしかば臨檢の諸員は大に驚き更に刑具を改め漸やく執行を遂げたりと(函佐新聞)

●監獄制度と假出獄

我邦の監獄制度は未だ完全の域に達したりと云ふを得ず其地方監獄を以て國庫の支辨とすることに關して世論喧々たるも尙實施を見るに

至らず只集治監のみは國庫支辨なるを以て能く懲感讓善の効を奏し犯罪者は毎年減小し且假出獄も毎年増加する傾向あるは監獄制度の進歩と共に國家の爲め喜ぶべき事なり左れば一日も早く地方監獄費の國庫支辨たらんことを希望すとは某監獄家(關東)

●集治監内の鼠賊

宮城集治監内に於て近來屢々金錢の紛失する事あり既に去月廿六日も會計係の人に於て二十六圓金の金員を紛失して迷惑せしが其後又々看守某々五圓金を紛失せり此外にも二圓三圓と度々紛失する事度々なるが又時として或は紙屑籠の中なより四圓又は十圓と折衝金員の發見する事もある由道は畢竟獄中に鼠賊の潛伏し在る爲めならんと思はるれと唯だ商人より買上たる米俵炭俵又は籠中の紙屑籠等より多分の金員を發見する事あるは如何にも不思議の事共なりと語る者あり實際ならば怪しからぬ次第にこう(東北日報)

●監獄支署廢止

兵庫縣にては昨年の縣會の決議に基き同縣龍野監獄支署を本月三十一日限り廢止し同日以降刑事被告人は龍野警察署附屬留置場に拘禁し囚人は姫路監獄支署へ移送せしむるととなり一時々日知事より告示せり(大坂毎日新聞)

●監獄署茶番とボン引の追拂ひ

警視廳監獄署人民控所にては之れ迄八重洲橋外なる差入辨當等を兩ふもの等非番に同所に詰め居るも畢竟自己の商賣を爲すの便利を圖るが爲めなる所大に弊害を醸すか故總て茶番は追はれ隨て同所より辨護又は差入等のボン引を爲すものと認むるものは悉皆追拂はれたりと云ふ(自由新聞)

書籍豫約出版廣告

内務大臣 子爵 野村 靖閣下題辭
 内務省警保局長 小野田元熙君 序文
 内務省監獄課長法學士 浦太郎君 序文
 内務省警保局監獄課 坪井直彦君 合著
 内務省警保局監獄課 印南於菟吉君 合著

看守服務要綱 全壹冊

豫約實費一部金貳拾八錢 假綴の分貳拾參錢 (但遞送料共)

紙數六百頁餘
 洋裝美本
 五寸橫三寸八分
 (攜帶の小冊子)

著者は今日看守教習の方法一定せざるを慨き僅々二ヶ月の日子を以て容易に治獄の本領を會得せしめ難きを曉り著述したる者にして題して看守服務要綱と謂ふと雖も書記看守長監獄醫教誨師女監取締押丁授業手等の職務に關する事項は殘る限なく網羅し所謂學理と經驗とを融和したるものにして之れに依て専ら法規の運用を敏捷ならしめ遇囚の要項を提げんことを主としたるものなりその第一編に看守の身分に就き心得べき事項を縷述し第二編には勤務の方法遇囚の理術及日常服務すべき實際に就きて詳論し第三編には必要なる法律規則及伺指令等も摘抄し其對照に便ならしめ記事は極めて明晰にしてまた文意平易、一讀以て監獄事務の何たるを知り再讀以て治獄の運用行刑の秘訣奧義を究むることを得寔に一般監獄官吏の精讀すべき頁著なりとす

若し夫れ本書の價値、冊子の体裁如何等に至つては追て歎服の上讀者諸士の高評に任すべく今日に在ては唯左の目次に依て高察を仰ぐの外なし(目次略す)

豫約御申込の諸士には豫約手續御熟覽の上可成速かに本會に御申込被下度候

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會

明治二十九年一月

豫約申込手續

- 一 御申込は來三月二十日迄にして御署員中の分は主任者を定められ申込送金は總へて該主任者に於て御擔當の事
- 一 申込所は大日本監獄協會とす
- 一 製本は御申込の順序に依り三月一日より發送の事
- 一 送金爲替券は拂渡局を牛込郵便局とし大日本監獄協會佐野尙宛御振出の事
- 一 送金は製本到着の上速かに主任者に於て取纏め送金用紙(製本と同時に送附すべし)に其の金額を明記し爲替券と同封に爲し大日本監獄協會佐野尙宛御發送の事
- 一 二十部以上御申込の分は爲替料郵便税共當方に負擔の事
- 一 御申込部數三十部以上にして主任者に於て責任を保たる以上は二ヶ月賦拂込にて不苦事
- 一 主任者の手を經ず御申込の分は前金に非ざれば發送不致事

獄事叢書大改良廣告

實價金四錢郵税五厘 六冊分二十七錢
十二冊分五十四錢

第二十三號目錄 發賣所 東京市赤坂區青山南町六丁目 同 情 會

- 論 說 面目を新にす○正吏たるべし俗吏たるへからす○如何なる點に於て教育事業と觀せらるるか
 - 特別寄書 露國の汽船中に樺太配流の女囚徒を見る○露國一班の著者小西増太郎君○思ひ出でけるまゝに、高木梢粹女史○愛子を罪人になす者は誰ぞ 女學雜誌記者岩本善治君 人口八万金子三百万(緒言) 天福堂主人
 - 獄務評論 金力果して良看守を得るに宜しきや○人は情慾の多端なる者なり
 - 雜 錄 ○護教の小言○囚人の喧嘩○重罪犯の因由別○何に由て改悛なさしめんか○赤煉瓦下にてホソコツ○囚人の喫烟願○酒よりも烟草
 - 衛生談 觀測家野中氏の水腫病○囚人の水腫病
 - 外 報 小河岳洋君の書簡
 - 時 事 東京の元旦○棄られし梅の枝○出獄人の年頭(典獄分監長の迎春)○畑室知分監長○樺戸の看守死亡○酒の盛衰○代書屋の苦情○留岡幸助君○大塚素君○長谷川信綱君
- 本名瀨禮助君○石澤典獄八田分監長○石澤典獄の繁務○早稻田伯の庭園

教海叢書第四十七輯

定價四錢 郵税五厘

毎月一回發行

東京青山南六丁目 同 情 會

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 ●全署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全上)

●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ

●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙へ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一増割タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

出版主任 磯村 兌 貞

明治二十九年三月三十日發行

發行人兼編輯人

印刷人

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會
 支會 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會支會
 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 教 社

(明治二十七年二月廿六日逓信省認可)